

協議第 1 1 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	8 地方税の取扱い
1. 個人町村民税、法人町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税及び鉾 産税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 個人町村民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併時に統 一する。	

平成 1 7 年 2 月 1 4 日

山 武 中 央 合 併 協 議 会
会 長 大 高 和 郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
8 地方税の取扱い	1. <u>個人町村民税、法人町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税及び鉾産税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。</u> 2. <u>個人町村民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併時に統一する。</u>	1. <u>法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税及び鉾産税については、山武地域6市町村の税率に相違がないため、市税として現行どおり新市に引き継ぐ。</u> 2. <u>個人市町村民税については、標準税率を採用する。</u> 3. <u>都市計画税については、新市の都市計画と併せ調整する。</u> 4. <u>個人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、山武地域6市町村の間に相違が見られるため、合併時まで調整する。</u>

山武中央合併協議会の調整内容

協 定 項 目		8 地方税の取扱い				
調 整 の 方 針		1. 個人町村民税、法人町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税及び鉾産税については、市税として現行のとお市新市に引き継ぐ。 2. 個人町村民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併時に統一する。				
現		況				調整内容
		成東町	山武町	蓮沼村	松尾町	
		【個人町村民税】 均等割 3,000円 所得割 課税標準 税率 200万円以下 3/100 200万円を超える金額 8/100 700万円を超える金額 10/100	均等割 3,000円 所得割 課税標準 税率 200万円以下 3/100 200万円を超える金額 8/100 700万円を超える金額 10/100	均等割 3,000円 所得割 課税標準 税率 200万円以下 3/100 200万円を超える金額 8/100 700万円を超える金額 10/100	均等割 3,000円 所得割 課税標準 税率 200万円以下 3/100 200万円を超える金額 8/100 700万円を超える金額 10/100	均等割、所得割については4町村に差異がないため、現行のとお市新市に引き継ぐ。
		【法人市町村民税】 均等割 資本金の金額 従業員数 税額 1千万円以下 50人以下 50,000円 50人超 120,000円 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 50人超 150,000円 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 50人超 400,000円 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 50人超 1,750,000円 50億円超 50人以下 410,000円 50人超 3,000,000円 所得割 12.3/100	均等割 資本金の金額 従業員数 税額 1千万円以下 50人以下 50,000円 50人超 120,000円 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 50人超 150,000円 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 50人超 400,000円 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 50人超 1,750,000円 50億円超 50人以下 410,000円 50人超 3,000,000円 所得割 12.3/100	均等割 資本金の金額 従業員数 税額 1千万円以下 50人以下 50,000円 50人超 120,000円 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 50人超 150,000円 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 50人超 400,000円 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 50人超 1,750,000円 50億円超 50人以下 410,000円 50人超 3,000,000円 所得割 12.3/100	均等割 資本金の金額 従業員数 税額 1千万円以下 50人以下 50,000円 50人超 120,000円 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 50人超 150,000円 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 50人超 400,000円 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 50人超 1,750,000円 50億円超 50人以下 410,000円 50人超 3,000,000円 所得割 12.3/100	均等割、所得割については4町村に差異がないため、現行のとお市新市に引き継ぐ。
		【固定資産税】 税率 1.4/100	税率 1.4/100	税率 1.4/100	税率 1.4/100	4町村に差異が無い ため、現行のとお 市新市に引き継ぐ。
		【特別土地保有税】 保有分 1.4/100 取得分 3/100	保有分 1.4/100 取得分 3/100	保有分 1.4/100 取得分 3/100	保有分 1.4/100 取得分 3/100	全市町村が標準税率を 採用している。
		【軽自動車税】 原動機付自転車 総排気量0.05 以下または定格出力 0.6kw以下 1,000円 軽自動車税 4輪以上のもの 乗用自家用 7,200円 その他 標準税率	原動機付自転車 総排気量0.05 以下または定格出力 0.6kw以下 1,000円 軽自動車税 4輪以上のもの 乗用自家用 7,200円 その他 標準税率	原動機付自転車 総排気量0.05 以下または定格出力 0.6kw以下 1,000円 軽自動車税 4輪以上のもの 乗用自家用 7,200円 その他 標準税率	原動機付自転車 総排気量0.05 以下または定格出力 0.6kw以下 1,000円 軽自動車税 4輪以上のもの 乗用自家用 7,200円 その他 標準税率	4町村に差異が無い ため、現行のとお 市新市に引き継ぐ。
		【たばこ税】 製造たばこ 旧3級品 2,977円/千本 1,412円/千本	製造たばこ 旧3級品 2,977円/千本 1,412円/千本	製造たばこ 旧3級品 2,977円/千本 1,412円/千本	製造たばこ 旧3級品 2,977円/千本 1,412円/千本	4町村に差異が無い ため、現行のとお 市新市に引き継ぐ。

現		況				調整内容
		成東町	山武町	蓮沼村	松尾町	
		【釐産税】 課税標準 税率 釐物の価格 1/100	課税標準 税率 釐物の価格 1/100	課税標準 税率 釐物の価格 1/100	課税標準 税率 釐物の価格 1/100	4町村に差異が無い ため、現行のとおり新 市に引き継ぐ。
		【税目別の納期】 個人住民税 第1期 6月16日～6月30日 第2期 8月16日～8月31日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 1月16日～1月31日 固定資産税 第1期 4月16日～4月30日 第2期 7月16日～7月31日 第3期 9月16日～9月30日 第4期 12月16日～12月28日 軽自動車税 5月16日～5月31日	個人住民税 第1期 6月16日～6月30日 第2期 8月16日～8月31日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 1月16日～1月31日 固定資産税 第1期 4月16日～4月30日 第2期 7月16日～7月31日 第3期 9月16日～9月30日 第4期 12月16日～12月28日 軽自動車税 4月16日～4月30日	個人住民税 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 12月1日～12月28日 固定資産税 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 11月1日～11月30日 軽自動車税 4月1日～4月30日	個人住民税 第1期 6月16日～6月30日 第2期 8月16日～8月31日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 1月16日～1月31日 固定資産税 第1期 5月16日～5月31日 第2期 7月16日～7月31日 第3期 9月16日～9月30日 第4期 12月16日～12月28日 軽自動車税 4月16日～4月30日	個人町村民税の納期 については、成東町、 山武町、松尾町の例に より合併時に統一する。 固定資産税の納期に ついては、松尾町の例 により、合併時に統一 する。 軽自動車税の納期に ついては、成東町の例 により、合併時に統一 する。

※平成15年度の税制改正大綱において、特別土地保有税について平成15年度以降、新たな課税は行わないことが明記された。つまり、平成15年度分以降の新規課税は事実上廃止となる。

協議第 1 2 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い
1. 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。 2. 一般職の職員の任免、給与、勤務条件その他の身分等の取扱いに関しては、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条第 2 項の規定により、公正に処遇するものとし、現職員については、現給料を保障する。 3. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。	

平成 1 7 年 2 月 1 4 日

山 武 中 央 合 併 協 議 会
会 長 大 高 和 郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
9 一般職の職員の身分の取扱い	1. 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。 2. 一般職の職員の任免、給与、勤務条件その他の身分等の取扱いに関しては、市町村の合併の特例に関する法律第9条第2項の規定により、公正に処遇するものとし、現職員については、現給料を保障する。 3. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。	1. 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ<u>ものとする</u>。 2. 一般職の職員の任免、給与、勤務条件その他の身分等の取扱いに関しては、市町村の合併の特例に関する法律第9条第2項の規定により、公正に処遇するものとし、現職員については、現給料を保障する<u>ものとする</u>。 3. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める<u>ものとする</u>。

市町村職員の給与等の状況

平成14年4月1日現在（市町村公表資料より）

職員1人当 たり給与	区 分				成東町	山武町	蓮沼村	松尾町
	一般行政職	平均給料月額(円)			351,890	303,775	352,694	348,400
		平均給与月額(円)			412,091	351,802	393,284	402,888
		平均年齢			41.4	37.0	42.3	41.4
	技能労務職	平均給料月額(円)			234,842	239,033	210,538	239,150
		平均給与月額(円)			252,588	252,503	230,115	254,206
		平均年齢			51.1	48.9	47.9	51.1

◎平均給料月額とは、給料のみの総額を対象職員数で除した額を示します。

◎平均給与月額とは、給料に手当(期末・勤勉手当、退職手当を除く)を加えた総額を対象職員数で除した数を示します。

【関連法令】

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）抜粋

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

（1） 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

（1）の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

（1）の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

（2） 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

（3） 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

（4） 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

（5） 非常勤の消防団員及び水防団員の職

（分限及び懲戒の基準）

第 27 条 全ての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休職等）

第 28 条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務成績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第 16 条各号（第 3 号を除く。）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）抜粋

（職員の身分取扱い）

第 9 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

協議第13号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	10 財産の取扱い
4町村の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐ。	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
10 財産の取扱い	<u>4町村</u> の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐ。	<u>山武地域6市町村</u> の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。

山武中央合併協議会の調整方針

協 定 項 目	1 0 財産の取扱い
調整の方針	4町村の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐ。

公 有 財 産			現 況 (単位：㎡)															
			成 東 町				山 武 町				運 沼 村				松 尾 町			
			土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物		
木 造	非 木 造	計		木 造	非 木 造	計		木 造	非 木 造	計		木 造	非 木 造	計				
行政財産	本 庁 舎		11,571.00	37.00	5,524.00	5,561.00	15,752.00	548.00	2,614.00	3,162.00	6,144.00		2,286.00	2,286.00	8,888.00		3,702.00	3,702.00
	その行政機関の関	消防施設					6,681.00	757.00	211.00	968.00	249.00	120.00	35.00	155.00	441.00			
		その他の施設	1,600.00	407.00		407.00	15,155.00	228.00	936.00	1,164.00					11.00			
	公共用財産	学校	134,695.00	405.00	34,466.00	34,871.00	136,801.00	366.00	36,431.00	36,797.00	32,651.00	110.00	11,136.00	11,246.00	76,786.00	89.00	23,437.00	23,526.00
		幼稚園	11,133.00	1,841.00	33.00	1,874.00	23,015.00	1,571.00	2,129.00	3,700.00								
		公園	154,150.00	13.00	793.00	806.00	126,607.00	0.00	3,064.00	3,064.00					87,209.00		159.00	159.00
		その他の施設	82,271.00	4,455.00	17,498.00	21,953.00	93,757.00	1,361.00	5,681.00	7,042.00	10,133.00	1,443.00	5,963.00	7,406.00	63,890.00	1,712.00	9,684.00	11,396.00
	行政財産小計		395,420.00	7,158.00	58,314.00	65,472.00	417,768.00	4,831.00	51,066.00	55,897.00	49,177.00	1,673.00	19,420.00	21,093.00	237,225.00	1,801.00	36,982.00	38,783.00
普通財産	宅地・建物		31,274.00		282.00	282.00	11,631.00	178.00		178.00	1,537.00				31,315.00		654.00	654.00
	学校敷地																	
	山林														1,110.00			
	原野		22,836.00								850.00							
	雑種地										24,268.00				20,281.00			
	その他の財産		2,336.00				53,471.00				20,059.00				1,662.00			
	普通財産小計		56,446.00		282.00	282.00	53,471.00	0.00		0.00	45,177.00				54,368.00		654.00	654.00
	うち貸付財産		24,748.00		282.00	282.00									26,903.42		342.35	342.35
合 計		451,866.00	7,158.00	58,596.00	65,754.00	65,102.00	178.00	0.00	178.00	95,891.00	1,673.00	19,420.00	21,093.00	291,593.00	1,801.00	37,636.00	39,437.00	
			実延長 (m)		面 積 (㎡)		実延長 (m)		面 積 (㎡)		実延長 (m)		面 積 (㎡)		実延長 (m)		面 積 (㎡)	
市 町 村 道			467,965.00		2,688,336.00		331,596.00		1,327,195.00		128,908.00		602,562.00		344,122.00		1,343,826.00	
農 道			10,910.00															
林 道			4,585.00															

※平成14年度末現在

車 両 等		現 況 (単位:台)					
				成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町
バ ス	公 民 館 バ ス						
	ス ク ー ル バ ス			4	5	1	
	そ の 他 の バ ス			1	1	1	1
普 通 乗 用 車				4	3	10	10
普 通 貨 物 車				12	11	1	4
軽 四 輪 乗 用 車					3	1	7
軽 四 輪 貨 物 車				20	14	1	2
二 輪 車 (原付含む)				2	1		
消 防 用 自 動 車 (病院分含 む)	ポ ン プ 車			11	4		9
	積 載 車			17	17	10	17
	指 揮 車			1	1	1	2
	工 作 車						
	救 急 車					1	
	そ の 他			1	1		
ごみ収集車				1			
し尿収集車							
給食配送車						1	
普通特殊自動車	障害者等輸送車			2			3
	霊 柩 車						
	ショベルローダー			1	1		
	ロ ー ラ ー						
	そ の 他			1		2	
小型特殊自動車	バックフォー						
	トラクター			1	1	1	
	ビーチクリーナー			1		1	
	そ の 他						
そ の 他 車 両							
合 計				80	63	32	55

※平成14年度末現在

86-1

基 金		現 況 (単位:千円)				
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町
財政調整基金			2,489,353	2,611,325	636,133	1,744,408
減債基金			1,265,357	464,309	84,763	251,281
土地開発基金	現金・預金		305,729	12,697	129,293	111,631
	土 地			675,981		
	そ の 他					
	計		305,729	688,678	129,293	111,631
一 般 会 計			965,882	1,430,263	442,336	1,093,380
その他の特定目的基金	ふるさと創生基金		213,183		218,603	330,458
	ふるさと福祉基金					
	ふるさと基金			168,557		
	みどりのふるさと基金					
	みどりの基金					
	庁舎建設基金			909,606		
	公共施設等整備基金			51,991		
	公共施設整備改修基金					
	公共公益施設整備基金					9,646
	公共施設整備基金		207,031			
	公共下水道等整備基金		230,381			
	松尾台工業団地公共施設整備基金					30,000
	松尾台工業団地污水处理施設整備基金					75,447
	義務教育施設等整備基金			79,646		
	教育施設整備基金					317,589
	教育施設及び衛生施設基金					
	教育文化振興基金					
	育英事業基金					
	育英資金基金					
	奨学事業基金				31,137	

※平成14年度末現在

85-2

基 金		現 況 (単位:千円)					
				成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町
その他の特定目的基金	福祉基金			309,517	220,463		330,240
	社会福祉事業基金						
	地域福祉基金					124,608	
	用度品調達基金						
	海上安全対策基金						
	災害救助基金			5,770			
	地域振興基金					67,988	
	特 別 会 計			383,713	86,619	186,239	137,725
	国民健康保険財政調整基金（施設勘定）				18,442		
	国民健康保険高額療養費貸付基金						
	国民健康保険財政調整基金			381,109	30,093	182,684	134,909
	介護保険介護給付費準備基金			2,604	38,084	3,555	2,816
	給食事業物資安定購入資金						
基 金 合 計				1,349,595	1,516,882	628,575	1,231,105
定額運用基金							
	計						
合 計				5,410,034	5,281,194	1,478,764	3,338,425

※平成14年度末現在

98

有価証券及び出資等による権利	現 況 (単位:千円)					
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町
千葉県漁業振興基金			10,100		6,000	
千葉県漁業信用基金協会					50	
千葉県農業信用基金協会			2,710	1,850	980	1,820
千葉県信用保証協会			2,526	1,052	635	2,334
千葉県レクリエーション都市開発株式会社					10,000	
財団法人 山武郡市文化財センター			2,500	2,000		2,000
財団法人 千葉県下水道公社			1,000	1,000	1,000	1,000
社団法人 千葉県家畜畜産物衛生指導協会			90	55		195
社団法人 千葉県農業開発公社			270	250	140	230
財団法人 千葉県建設技術センター			1,000	1,000	600	1,000
財団法人 千葉県消防協会			539	320	188	327
財団法人 千葉県スポーツ振興財団			1,520	1,306	839	1,089
財団法人 千葉県長寿ふれあいセンター				86	42	73
財団法人 千葉県動物保護管理協会			236	215	48	154
財団法人 千葉県福祉ふれあい財団			124			
財団法人 千葉県文化振興財団						
財団法人 千葉ヘルス財団			778	536	259	456
財団法人 千葉県暴力団追放県民会議			1,296	731	444	762
財団法人 千葉県労働者信用基金協会			1,267	418	204	677
財団法人 千葉国際コンベンションビューロー			1,000	917	512	500
財団法人 東金文化会館運用財産						
財団法人 東金文化会館基本財産						
財団法人 成田空港周辺地域共生財団出捐金						105,000
財団法人 砂防フロンティア整備推進機構			50			50
九十九里地域水道企業団			736,400		107,161	272,719
山武郡市広域水道企業団						
東金市土地開発公社						
東金市緑化木センター						
株式会社エフエムサウンド千葉			300	200	150	200
千葉園芸プラスチック加工株式会社			150	200	50	100
ボランティア基金						
合 計			763,856	12,136	129,302	390,686

※平成14年度末現在

地方債及び債務負担行為		現況						(単位:千円)
				成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
地 方 債	普 通 会 計			10,297,612	7,018,415	1,086,512	2,583,099	
	一般公共事業債			118,908			173,225	
	一般単独事業債			6,358,029	3,376,465	425,706	726,457	
	公営住宅建設事業債			168,966				
	義務教育施設整備事業債			1,229,773	2,222,554	189,390	664,619	
	辺地対策事業債							
	災害復旧事業債				10,587		5,047	
	一般廃棄物処理事業債							
	厚生福祉施設整備事業債							
	社会福祉施設整備事業債							
	過疎対策事業債							
	財源対策債			814,719	468,989	45,776	188,838	
	減収補てん債							
	臨時財政特例債			6,381	16,101		1,561	
	公共事業等臨時特例債			1,256	722			
	減税補てん債			689,165	521,537	120,443	325,920	
	臨時税収補てん債			107,902	70,223	19,258	59,396	
	臨時財政対策債			300,000	221,800	162,200	247,400	
	調整債			23,589	10,054			
	都道府県貸付金			78,177	99,443	66,705	42,003	
	上水道一般会計出資債			400,747		57,034	148,633	
	その他 ()							
	その他の会計				2,964,500		1,542,111	
	農業集落排水事業						1,542,111	
	ガス会計							
	下水道会計							
	水道事業債				2,964,500			
	合 計			10,297,612	9,982,915	1,086,512	4,125,210	
債務負担 行為に基 づく平成 15年度 以降の支 出予定額	土地の購入に係るもの			102,000				
	工事請負に係るもの							
	債務保証等に係るもの							
	その他			336,637	462,972	1,476	14,710	
	合 計			438,637	462,972	1,476	14,710	

※平成14年度末現在

公 営 企 業		現 況 (単位:千円)											
		成 東 町			山 武 町			蓮 沼 村			松 尾 町		
		な し			水道事業			な し			自動車教習所事業		
					資 産 額	減価償却累 計額	償却未済額				資 産 額	減価償却累 計額	償却未済額
固 定 資 産	土 地										192,055		192,055
	建 物				412,334	8,120	404,214				82,869	44,144	38,725
	構築物				3,544,974	38,621	3,506,353				31,123	18,651	12,472
	機械及び装置				1,564,843	53,386	1,511,457				4,222	4,011	211
	車両及び運搬機				4,796	927	3,869				46,407	39,256	7,151
	工具機器及び備品				13,192	2,038	11,154				14,986	10,629	4,357
	建設仮勘定				56,762		56,762						
	無形固定資産				207		207				4,832		4,832
	建物付属設備										27,491	22,339	5,152
合 計					5,597,108	103,092	5,494,016				403,985	139,030	264,955

※平成14年度末現在

項 目			現 況					(単位:千円)
				成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
				な し	水道事業	な し	自動車教習所事業	
貸 借 対 照 表	資 産	固 定 資 産			5,494,016		264,955	
		うち 償 却 資 産			5,540,139		214,699	
		原価償却累計額			103,092		141,800	
		流 動 資 産			288,610		444,706	
		うち 現 金・預 金			257,985		444,576	
		未 収 金			28,872		130	
		貯 蔵 品			1,753			
		繰 延 勘 定						
	資 産 合 計				5,782,626		709,661	
	負 債	固 定 負 債						
		流 動 負 債			72,132		23,036	
		うち 一 時 借 入 金						
		未払金・未払費用					23,036	
	負 債 合 計				72,132		23,036	
	資 本	資 本 金			3,352,379		686,625	
		うち 自 己 資 本 金			387,879		686,625	
		企 業 債			2,964,500			
		他会計繰入金						
		剰 余 金			2,358,115			
		資本剰余金			2,509,516			
		うち 積 立 金						
		当年度未処理分利益剰余金			-151,401			
資 本 合 計					5,710,494		686,625	
負 債・資 本 合 計					5,782,626		709,661	

協議第14号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	11 特別職の身分の取扱い
	1. 特別職の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、必要性を検討し、新市において新たに設置する。 2. 特別職の給料及び報酬については、現行の特別職の給料及び報酬額を参考に調整する。

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
11 特別職の身分の取 扱い	右に同じ	1. 特別職の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、必要性を検討し、新市において新たに設置する。 2. 特別職の給料及び報酬については、現行の特別職の給料及び報酬額を参考に調整する。

山 武 中 央 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

協 定 項 目	11 特別職の身分の取扱い
---------	---------------

調 整 の 方 針	1. 特別職の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、必要性を検討し、新市において新たに設置する。 2. 特別職の給料及び報酬については、現行の特別職の給料及び報酬額を参考に調整する。
-----------	--

項 目	現 況						調整内容
			成 京 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
1 【常勤の特別職等及び報酬】			町長 月額 784,000 円 助役 月額 643,000 円 収入役 月額 596,000 円 教育長 月額 572,000 円	町長 月額 793,000 円 助役 月額 650,000 円 収入役 月額 603,000 円 教育長 月額 578,000 円	村長 月額 692,000 円 助役 月額 566,000 円 収入役 月額 525,000 円 教育長 月額 511,000 円	町長 月額 771,000 円 助役 月額 631,000 円 収入役 月額 585,000 円 教育長 月額 565,000 円	
2 【非常勤の特別職及び報酬】 (執行機関)			〈教育委員会〉 委員長 月額 37,500 円 委員 月額 32,500 円 〈選挙管理委員会〉 委員長 月額 8,800 円 委員 月額 8,800 円 〈監査委員〉 議長 月額 27,500 円 議員 月額 27,500 円 〈農業委員会〉 会長 月額 37,500 円 委員 月額 32,500 円 〈固定資産評価審査委員会〉 委員長 月額 6,800 円 委員 月額 5,900 円	〈教育委員会〉 委員長 月額 35,000 円 委員 月額 28,100 円 〈選挙管理委員会〉 委員長 月額 14,800 円 委員 月額 11,800 円 〈監査委員〉 議長 月額 26,000 円 議員 月額 16,600 円 〈農業委員会〉 会長 月額 35,000 円 委員 月額 28,100 円 〈固定資産評価審査委員会〉 委員長 月額 5,800 円	〈教育委員会〉 委員長 月額 31,000 円 委員 月額 26,000 円 〈選挙管理委員会〉 委員長 月額 13,000 円 委員 月額 11,000 円 〈監査委員〉 議長 月額 22,000 円 議員 月額 15,000 円 〈農業委員会〉 会長 月額 32,000 円 委員 月額 26,000 円 〈固定資産評価審査委員会〉 委員長 月額 14,000 円	〈教育委員会〉 委員長 月額 35,000 円 委員 月額 29,000 円 〈選挙管理委員会〉 委員長 月額 14,400 円 委員 月額 12,400 円 〈監査委員〉 議長 月額 29,000 円 議員 月額 18,500 円 〈農業委員会〉 会長 月額 35,000 円 委員 月額 29,000 円 〈固定資産評価審査委員会〉 委員長 月額 5,800 円	
3 【非常勤の特別職及び報酬】 (附属機関) ※報酬については、別添参照			〈特別職報酬等審議会(総務課)〉 〈情報公開審査会(総務課)〉 〈消防委員会(総務課)〉 〈防災会議(総務課)〉 〈総合計画審議会(企画課)〉 〈国民健康保険運営協議会(住民課)〉 〈民生委員推せん会(保健福祉課)〉 〈老人福祉センター運営委員会(保健福祉課)〉 〈介護保険運営協議会(高齢者支援課)〉 〈農業部農地政策推進協議会(農業課)〉 〈中小企業資金融資運営委員会(商工観光課)〉 〈商工観光審議会(商工観光課)〉 〈海岸漁正利用推進委員会(商工観光課)〉 〈都市計画審議会(都市計画課)〉 〈町営住宅貸付委員会(都市計画)〉 〈心身障害児児学指導委員会(学校教育課)〉	〈特別職報酬等審議会(総務課)〉 〈情報公開審査会(総務課)〉 〈開発用地委員会(総務課)〉 〈防犯委員会(総務課)〉 〈消防委員会(総務課)〉 〈総合計画審議会(企画課)〉 〈開発審議会(企画課)〉 〈企業誘致審議会(企画課)〉 〈新東京国際空港C滑走路騒音対策委員会(企画課)〉 〈国民健康保険運営協議会(住民課)〉 〈公害対策審議会(環境保健課)〉 〈中小企業振興融資資金運営委員会(産業課)〉 〈都市計画審議会(都市整備課)〉 〈社会教育委員(教育委員会)〉 〈社会教育指導委員(教育委員会)〉 〈文化財審議会(教育委員会)〉	〈特別職報酬等審議会(総務課)〉 〈公有財産評価審議会(総務課)〉 〈総合計画審議会(企画調整課)〉 〈活性化対策推進協議会(企画調整課)〉 〈国民健康保険運営協議会(住民課)〉 〈中小企業振興融資資金運営委員会(地域振興課)〉 〈青少年問題協議会(教育委員会)〉 〈学校給食センター運営委員会(教育委員会)〉 〈社会教育委員(教育委員会)〉 〈公民館運営審議会(教育委員会)〉 〈文化財審議会(教育委員会)〉 体育指導委員 学校医 学校歯科医 学校薬剤師 区長	〈報酬等審議会(総務課)〉 〈情報公開審査会(総務課)〉 〈防災会議(総務課)〉 〈国民健康保険運営協議会(住民課)〉 〈介護保険運営協議会(保健福祉課)〉 〈農政審議会(産業課)〉 〈中小企業振興融資資金運営委員会(産業課)〉 〈都市計画審議会(都市整備課)〉 〈心身障害児児学指導委員会(学校教育課)〉 〈青少年問題協議会(学校教育課)〉 〈洗心館運営審議会(社会教育課)〉 〈社会教育委員会(社会教育課)〉 〈文化財審議会(社会教育課)〉 〈農村環境改善センター運営委員会(社会教育課)〉 体育指導委員 振興協議会	

項 目	現						調査内容
			成 東 町	山 武 町	荒 沼 村	松 尾 町	
3 【非常時の特別職及び報酬】 (附属機関) ※報酬については、別添参照			(学校給食センター運営委員会(学校給食センター)) 〈青少年問題協議会(社会教育課)〉 〈文化財審議会(社会教育課)〉 〈社会教育委員(社会教育課)〉 〈文化会館運営協議会(社会教育課)〉 〈図書館協議会(社会教育課)〉 選挙長 投票管理者 開票管理者 投票立会人 開票立会人 選挙立会人 区長 衛生委員 農家組合長 保育所医 予防接種医 学校医 学校薬剤師 幼稚園医 幼稚園薬剤師 体育指導委員 結婚相談委員 社会教育指導員 消費生活相談員 町税導収納推進員 国際化推進コーディネーター 地域農林漁業推進協議会 特別土地保有民審議会 消防団長 消防副団長 消防団本部付分団長 消防分団長 消防副分団長 消防部長 消防班長 消防団員	(図書館協議会(教育委員会)) (体育指導委員(教育委員会)) (給食運営委員会(給食センター)) (水道事業運営審議会(水道課)) 外国語指導助手 町税導収納補助員 ティームティーチング等担当補助教員 社会体育委員 学校医 学校歯科医師 学校薬剤師 幼稚園医師 幼稚園歯科医師 幼稚園薬剤師 健康で明るい県民づくり推進委員 結婚相談員 選挙長 選挙立会人 投・開票管理者 投・開票立会人 特別土地保有民審議会委員 町史如さん委員会委員 行政連絡員 農家組合長 消防団長 消防副団長 消防分団長 消防副分団長 消防部長 消防班長 消防団員	実行組合長 結婚組合長 民生委員推進委員会委員 奨学生選考委員 選挙長 投票管理者 開票管理者 選挙立会人 投票立会人 開票立会人 消防団長 消防副団長 消防分団長 消防副分団長 消防部長 消防班長 消防団員	区長 学校医 学校歯科医 学校薬剤師 保育所嘱託医 保育所嘱託歯科医 社会教育指導委員 選挙長 投票管理者 開票管理者 投票立会人 開票立会人 選挙立会人 消防団長 消防副団長 消防分団長 消防副分団長 消防部長 消防本部長 消防副部長 消防分団長 消防副分団長 消防部長 消防班長 消防団員	

【関連法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（副知事・助役の設置及びその定数）

第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

（副知事及び助役の選任）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び助役の任期）

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

（出納長・収入役及び副出納長・副収入役）

第168条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8 出納長及び収入役が、前項において準用する第142条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

9 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 公安委員会

(2) 地方労働委員会

(3) 収用委員会

(4) 海区漁業調整委員会

(5) 内水面漁場管理委員会

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

（第4項から第8項 省略）

(報酬及び費用弁償)

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りではない。

3 第 1 項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法 (昭和 25 年法律 261 号) 抜粋

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第 3 条 地方公務員法の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1) の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職

(1) の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規定により、設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

協議第15号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	12 条例、規則等の取扱い
条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。 1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行するもの 2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの 3. 合併後、逐次制定し、施行するもの	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
1 2 条例、規則等の取 扱い	条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。 1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行するもの 2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの 3. 合併後、逐次制定し、施行するもの	条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行するもの 2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの 3. 合併後、逐次制定し、施行するもの

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	1 2 条例、規則等の取扱い
調整の方針	条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。 1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行するもの 2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの 3. 合併後、逐次制定し、施行するもの

【参考資料】

《例規集に掲載されている条例等の数》（平成 15 年 6 月 1 日現在）

			成東町	山武町	蓮沼村	松尾町
55 56 条 例			1 2 4	1 2 9	9 7	1 0 9
規則（細則含む）			1 3 1	1 3 0	9 6	9 4
規 程			4 5	4 8	3 1	2 2
要 綱			6 7	6	4 3	3 4
規 約			1 2	8	1 0	9

区分毎の整備方針

新市発足時には、成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の条例、規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例、規則等を制定し、施行させる。なお、条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。

1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの

施行の方法による区分	例 示
(1) 条例について 制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。 （地方自治法第179条第1項）	○事務所の位置を定める条例 ○基金条例 ○休日を定める条例 ○税条例 ○印鑑登録及び証明に関する条例 ○手数料条例 ○介護保険条例 等
(2) 規則、規程、要綱その他について 制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。 （地方自治法第16条第1項）	○庁舎管理規則 ○税条例施行規則 ○補助金交付規則 ○財務規則 ○公印に関する規則 等

2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの

施行の方法による区分	例 示
新市の条例、規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き施行させる。 （地方自治法施行令第3条）	【参考：東京都西東京市（平成13年1月21日合併）の例】 ○田無市地域福祉基金条例 ○保谷市地域福祉振興基金条例 ○田無市私立高校等入学資金貸し付け条例 等 23件

3. 合併後、逐次制定し、施行するもの

施行の方法による区分	例 示
(1) 新市長の政策判断等を要するもの	○表彰条例 ○名誉市民条例 等
(2) 議案提出権が長にないもの	○議会運営委員会の設置条例 ○常任委員会の設置条例 ○特別委員会の設置条例 ○議会会議規則 等

関連法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(条例の制定及び罰則)

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

第2項以下省略

(地方公共団体の法人格とその事務)

第2条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

第3項以下省略

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会¹は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

① 条例²を設け又は改廃すること。

第2号以下省略

(規則)

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に関する事務に関し、規則を制定することができる。

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議³会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分⁴することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

第2号以下省略

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

協議第16号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	1.3 事務組織及び機構の取扱い
	1. 新市の事務組織及び機構は、次に掲げる事項を基本として編成する。 (1) 本庁及び総合支所を基幹とした組織機構とする。 (2) 市民の声が適正に反映され、迅速な対応ができる組織機構とする。 (3) 担任する事務を端的にあらわした判りやすい組織機構の名称とする。 (4) 事務の錯綜のない簡素で効率的な組織機構とする。 (5) 責任の所在が明確な組織機構とする。 (6) 進展する地方分権や行政需要の変化に適確に対応できる組織機構とし、常に見直しを行う。 2. 総合支所の事務組織及び機構は、現状で住民が享受している行政サービスの維持を基本とし、事務の効率化を図る上で一括処理することが適当な事務を処理する組織機構を本庁に整備する。

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
13 事務組織及び機構 の取扱い	1. 新市の事務組織及び機構は、次に掲げる事項を基本として編成する。 (1) 本庁及び総合支所を基幹とした組織機構とする。 (2) 市民の声が適正に反映され、迅速な対応ができる組織機構とする。 (3) 担任する事務を端的にあらわした判りやすい組織機構の名称とする。 (4) 事務の錯綜のない簡素で効率的な組織機構とする。 (5) 責任の所在が明確な組織機構とする。 (6) 進展する地方分権や行政需要の変化に適確に対応できる組織機構とし、常に見直しを行う。 2. 総合支所の事務組織及び機構は、現状で住民が享受している行政サービスの維持を基本とし、事務の効率化を図る上で一括処理することが適当な事務を処理する組織機構を本庁に整備する。	1. 新市の事務組織及び機構は、次に掲げる事項を基本として編成するものとする。 (1) 本庁及び総合支所を基幹とした組織機構とする。 (2) 市民の声が適正に反映され、迅速な対応ができる組織機構とする。 (3) 担任する事務を端的にあらわした判りやすい組織機構の名称とする。 (4) 事務の錯綜のない簡素で効率的な組織機構とする。 (5) 責任の所在が明確な組織機構とする。 (6) 進展する地方分権や行政需要の変化に適確に対応できる組織機構とし、常に見直しを行うものとする。 2. 総合支所の事務組織及び機構は、現状で住民が享受している行政サービスの維持を基本とし、事務の効率化を図る上で一括処理することが適当な事務を処理する組織機構を本庁に整備する。

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	1 3 事務組織及び機構の取扱い
調整の方針	1. 新市の事務組織及び機構は、次に掲げる事項を基本として編成する。 (1) 本庁及び総合支所を基幹とした組織機構とする。 (2) 市民の声が適正に反映され、迅速な対応ができる組織機構とする。 (3) 担任する事務を端的にあらわした判りやすい組織機構の名称とする。 (4) 事務の錯綜のない簡素で効率的な組織機構とする。 (5) 責任の所在が明確な組織機構とする。 (6) 進展する地方分権や行政需要の変化に適確に対応できる組織機構とし、常に見直しを行う。 2. 総合支所の事務組織及び機構は、現状で住民が享受している行政サービスの維持を基本とし、事務の効率化を図る上で一括処理することが適当な事務を処理する組織機構を本庁に整備する。

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
市町村長事務部局			企画課	企画課	企画調整課	企画課	調整の方針に基づき調整する。
			総務課	総務課 秘書広報室	総務課	総務課	
			財政課 税務課	税務課	財務課	財政課 税務課	
			保健福祉課 高齢者支援課 (老人福祉センター)	福祉課	保健福祉課	保健福祉課	
			(成東保育所) (南郷保育所) (緑海保育所) (鳴浜保育所)			(松尾保育所) (大平保育所) (豊岡保育所)	
			住民課	住民課 環境保健課 (診療所)	住民課	住民課	

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
町村長事務部局			産業課 商工観光課 生活環境課 建設課 都市計画課	産業課 建設課 都市整備課	地域振興課	産業課 生活環境課 建設課 都市整備課	
収入役の補助組織			収入役室	収入役室	出納係	収入役室	
公営企業				水道課		自動車教習所	
議会			事務局	事務局	事務局	事務局	
教育委員会			学校教育課 (成東中学校) (東中学校) (成東小学校) (成東幼稚園) (南郷幼稚園) (緑海幼稚園) (鳴浜幼稚園) 社会教育課 (中央公民館)	教育課 (山武中学校) (山武南中学校) (陸岡小学校) (陸岡幼稚園) (山武北幼稚園) (日向幼稚園)	事務局 (蓮沼中学校) (蓮沼小学校) (蓮沼幼稚園)	学校教育課 (松尾中学校) (松尾小学校) (大平小学校) 社会教育課 (洗心館)	

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
教育委員会			(図書館) (歴史民俗資料館) (文化会館・のぎく プラザ) (学校給食センター)	(さんぶの森図書館) (さんぶの森公園管 理事務所) (学校給食センター)			
選挙管理委員会			事務局	事務局	事務局	事務局	
監査委員			事務局	事務局	事務局	事務局	
農業委員会			事務局	事務局	事務局	事務局	
固定資産評価審査委員会			事務局	事務局	事務局	事務局	

※出先機関については、現在職員が配置されている機関のみ示す。

【関連法令】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（地方公共団体の法人格及び事務）

第 2 条

1 ～ 1 3 省略

1 4 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

1 5 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

1 6 ～ 1 7 省略

（内部組織の設置）

第 1 5 8 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第 1 8 0 条の 5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

（1）教育委員会

（2）選挙管理委員会

（3）人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

（4）監査委員

2 省略

3 第 1 項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

（1）農業委員会

（2）固定資産評価審査委員会

4 前 3 項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当つては、当該普通地方公共団体の長が第 1 5 8 条第 1 項、第 2 項若しくは第 6 項又は第 7 項の規定により設けるその局部若しくは分課又は部課の組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

5 ～ 8 省略

協議第17号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
4町村が加入している一部事務組合及び共同設置による機関については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合及び機関に加入する。	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
14 一部事務組合等の 取扱い	<u>4町村</u> が加入している一部事務組合及び共同設置による機関については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合及び機関に加入する。	1. <u>山武地域6市町村</u>が加入している一部事務組合及び共同設置による機関については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合及び機関に加入する。 <u>ただし、組合立国保成東病院については、合併に伴う芝山町の脱退が決定した場合には、合併の日の前日をもって組合を解散し、新市に引き継ぐものとする。</u> 2. <u>東金市土地開発公社</u>については、定款を変更し、新市の土地開発公社として存続する。 3. <u>財団法人九十九里町開発公社及び財団法人東金文化・スポーツ振興財団に対する出捐金については新市に引き継ぐこととし、その役割や実態を踏まえ適切な指導・支援を行う。</u>

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
------	----------------

調整の方針	4町村が加入している一部事務組合及び共同設置による機関については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合及び機関に加入する。
-------	---

現		況							調 整 内 容
団 体 名	実 施 業 務 内 容	加 入 状 況						そ の 他 の	
				成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	加 入 市 町 村	
【一部事務組合】									合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
山武郡市広域行政組合	市町村圏計画の策定、振興センター運営、養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、電子計算機の共同利用、し尿処理、広域畜場、消防、視聴覚教材センターの運営、職員の採用試験、共同研修、急病診療所の運営、在宅当番医制事業、二次救急医療機関運営事業、介護認定審査会の運営、老人ホーム入所判定委員会の運営			○	○	○	○	東 金 市 大網白里町 九十九里町 横 芝 町 芝 山 町	
九十九里地域水道企業団	水道用水供給事業			○		○	○	東 金 市 大網白里町 九十九里町 横 芝 町 郡外10市町村	
山武郡市広域水道企業団	水道事業			○		○	○	東 金 市 大網白里町 九十九里町 横 芝 町	
山武郡環境衛生事業振興組合	ごみ処理				○	○	○	横 芝 町 芝 山 町	
東金市外三町清掃組合	ごみ処理			○				東 金 市 大網白里町 九十九里町	
組合立国保成東病院	国保病院事業			○	○	○	○	東 金 市 九十九里町 芝 山 町	

現		況						調 整 内 容	
団 体 名	実 施 業 務 内 容	加 入 状 況							そ の 他 の 加 入 市 町 村
				成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
千葉県自治センター	市町村職員の共同研修、自治人材センターの運営、自治情報センターの運営、市町村職員採用試験の合同実施、市町村運営の研究機関			○	○	○	○	県下全市町村	
千葉県市町村総合事務組合	公平委員会、常勤職員の退職手当の支給、住民の交通災害共済事業、公務災害（非常勤職員、非常勤消防団員等）に関する業務、非常勤消防団員の退職報償金の支給、消防賞じゅつ金の授与、消防公務災害見舞金の支給、住民の予防接種事故救済措置、住民の自然災害救済措置、千葉県自治会館の設置及び管理、公営法に基づく土地開発公社に関する事務			○	○	○	○	県下全市町村及び一部事務組合の一部	
【機関の共同設置】									
山武郡市予防接種健康被害調査委員会	予防接種にかかる健康被害調査等			○	○	○	○	東 金 市 大 網 白 里 町 九 十 九 里 町 横 芝 町 芝 山 町	合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加加入する。

合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日
に加入する。

協議第18号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、道路占用料等の同一の使用料については、可能な限り統一する。なお、新市における住民の一体性の確保及び負担の公平性の原則から適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。 手数料については、4町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、原則として合併時に統一する。	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
15 使用料、手数料等の取扱い	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、道路占用料等の同一の使用料については、可能な限り統一する。なお、新市における住民の一体性の確保及び負担の公平性の原則から適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。 手数料については、<u>4町村</u>におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、原則として合併時に統一する。	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、道路占用料等の同一の使用料については、可能な限り統一する<u>ものとする</u>。なお、新市における住民の一体性の確保及び負担の公平性の原則から適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する<u>ものとする</u>。 手数料については、<u>山武地域6市町村</u>におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、原則として合併時に統一する<u>ものとする</u>。

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	1 5 使用料、手数料等の取扱い
------	------------------

調整の方針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、道路占用料等の同一の使用料については、可能な限り統一する。なお、新市における住民の一体性の確保及び負担の公平性の原則から適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。 手数料については、4町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、原則として合併時に統一する。
-------	--

区分		現 況																		調整内容						
		成 東 町						山 武 町						蓮 沼 村							松 尾 町					
		使用料・手数料等名 単位 円						使用料・手数料等名 単位 円						使用料・手数料等名 単位 円						使用料・手数料等名 単位 円						
施設使用料等							成東町総合運動公園 (有料公園)	別紙 2				さんぶの森公園	別紙 4			蓮沼村スポーツプラザ	別紙 5			松尾町運動公園	別紙 6		調整の方針に基づき調整する。			
							成東城跡公園テニスコート	別紙 2				武道館	別紙 4			蓮沼村総合運動広場	別紙 5									
							成東町文化会館のぞくプラザ	別紙 1				さんぶの森文化ホール	別紙 3						農村環境改善センター	別紙 6						
							成東町中央公民館	別紙 2				山武町中央会館	別紙 4						洗心館	別紙 6						
							成東町歴史民俗資料館	別紙 2																		
												農産物食品加工研究センター施設使用料	別紙 4			はすめま味工房使用料	別紙 5									
施設使用料							【老人福祉センター利用料】																			
							老人	1人/日	100																	
							一般	1人/日	150																	
							老人保護措置費費用徴収金		国の徴収基準																	
							生きがい通所事業利用者負担金	1人/日	700																	
							生活管理指導短期宿泊事業負担金	1人/日	1,730																	

区分	現 況												調整内容
	成 東 町			山 武 町			蓮 沼 村			松 尾 町			
手 数 料	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	
	情報公開に係る写しの交付に係る費用負担	A 3 大 B 4 大 カラー	20 10 100	情報公開に係る公文書の写しの交付に要する費用負担	A3まで A3超 カラー	20 40 100	情報公開に係る写しの交付	A3まで1枚 1面	30	情報公開に係る写しの交付	白黒1枚 カラー1枚	20 100	
	同上郵送料については相当する郵便切手代		実費	同上郵送料については相当する郵便切手代		実費	同上郵送料については相当する郵便切手代		実費	同上郵送料については相当する郵便切手代		実費	
				認可地縁団体印鑑証明の交付手数料	1通	200							
				認可地縁団体印鑑登録証再発行の交付手数料	1冊	200							
				境界確認書の交付手数料	1件	200							
	固定資産評価証明	1筆 1棟	200 200	固定資産評価証明	1通	200	固定資産評価証明	1枚	200	固定資産評価証明	1枚	200	
	(1筆1棟増すごとに20円ずつ加算)			(1枚は6件)			(1枚は6件)			(1枚は6件)			
	固定資産公課証明	1筆 1棟	200 200	固定資産公課証明	1通	200	固定資産公課証明	1枚	200	固定資産公課証明	1枚	200	
	(1筆1棟増すごとに20円ずつ加算)			(1枚は6件)			(1枚は6件)			(1枚は6件)			
	固定資産証明	1件	200	固定資産証明	1通	200	固定資産証明	1枚	200	固定資産証明	1枚	200	
	固定資産課税台帳記載事項証明	1筆 1棟	200 200				固定資産課税台帳記載事項証明	1件	200	固定資産課税台帳記載事項証明	1件		
	(1筆1棟増すごとに20円ずつ加算)												
	住宅用家屋証明	1件	1,300	住宅用家屋証明	1件	1,300	住宅用家屋証明	1件	1,300	住宅用家屋証明	1件	1,300	
固定資産評価通知		無料	固定資産評価通知(家屋のみ)		無料	固定資産評価通知		無料	固定資産評価通知		無料		
公園閲覧	1件	200	公園閲覧	1枚	200	公園閲覧	1件	200	公園閲覧		200		
コピー料金(A 3 以下)	1枚	50	コピーサービス(A 3 以下)	1枚	50	公園写し	1枚	200	公園写し(1件5枚まで)	1件	200		
土地台帳閲覧	1件	200	土地台帳閲覧	20筆ごと	200	土地台帳閲覧	1件	200	土地台帳閲覧	1件	200		
(30分、30分増すごとに200円加算)						(10筆で1件)			(1冊1人30分で1件)				

区分	現 況															調整内容												
	成 東 町					山 武 町					蓮 沼 村						松 尾 町											
						使用料・手数料等名	単位	円				使用料・手数料等名	単位	円				使用料・手数料等名	単位	円				使用料・手数料等名	単位	円		
手 数 料						納税証明 (町県民税・固定資産税・軽自動車 (継続車検用除く) (1税目増すこ とに20円加算)	1件	200				納税証明 (町県民税・固定資産税・国民健康保 険税・軽自動車(継続車検用除く))	1通	200				納税証明 (村県民税・固定資産税・軽自動車 (継続車検用除く))	1枚	200				納税証明 (町県民税・固定資産税・国民健康保 険税・軽自動車(継続車検用除く))	1枚	200		
						所得証明 (所得の種類が1増すことに20円加 算)	1件	200				所得証明	1通	200				所得証明	1枚	200				所得証明	1枚	200		
						児童手当用所得証明	1件	200				児童手当用所得証明	1通	200				児童手当用所得証明	1枚	200				児童手当用所得証明	1枚	200		
						課税証明	1件	200				課税証明	1通	200				課税証明	1枚	200				課税証明	1枚	200		
						非課税証明	1件	200				非課税証明	1通	200				非課税証明	1枚	200				非課税証明	1枚	200		
						【法人住所証明】						【法人住所証明】						【法人住所証明】						【法人住所証明】				
						軽自動車		無料				軽自動車		無料				軽自動車		無料				軽自動車		無料		
						普通自動車	1件	200				普通自動車	1件	200				普通自動車	1件	200				普通自動車	1件	200		
						督促手数料	1件	10				督促手数料	1件	50														
						住民票の写し	1件	200				住民票の写し	1通	200				住民票の写し	1件	200				住民票の写し	1件	200		
						住民票記載事項証 明	1件	200										住民票記載事項証 明	1件	200				住民票記載事項証 明	1件	200		
						住民票の写しの交 付の特例に関する 手数料	1件	300				住民票の写しの交 付の特例に関する 手数料	1通	300				住民票の写しの交 付の特例に関する 手数料	1件	300				住民票の写しの交 付の特例に関する 手数料	1件	300		
						住民基本台帳カー ドの交付	1件	500				住民基本台帳カー ドの交付	1枚	500				住民基本台帳カー ドの交付	1件	500				住民基本台帳カー ドの交付	1件	500		
						印鑑登録証再登録	1件	200				印鑑登録証再登録	1冊	200				印鑑登録証再登録	1件	200				印鑑登録証再登録	1件	100		
						その他証明手数料	1件	200										その他証明手数料	1件	200				その他証明手数料	1件	200		
						公簿の閲覧又は照 合にかかる閲覧照 合手数料	1件	200										公簿の閲覧又は照 合にかかる閲覧照 合手数料	1件	200				公簿の閲覧又は照 合にかかる閲覧照 合手数料	1件	200		
						閲覧及び照合30分	30分/ 件	200				住民基本台帳の閲 覧手数料	1地区	200				閲覧及び照合 (1件は100世 帯)	1件	200								
						印鑑登録証の交付	1件	0				印鑑登録証の交付	1件	0				印鑑登録証の交付	1件	0				印鑑登録証の交付	1件	100		
						印鑑登録証明書	1件	200				印鑑登録証明書	1通	200				印鑑登録証明書	1件	200				印鑑登録証明書	1件	200		
						外国人登録に関す る証明書	1件	200										外国人登録に関す る証明書	1件	200				外国人登録に関す る証明書	1件	200		
						不在に関する証明 書	1件	200										不在に関する証明 書	1件	200				不在に関する証明 書	1件	200		
						身分証明書	1件	200										身分証明書	1件	200				身分証明書	1件	200		
						戸籍の附票の写し	1件	200				戸籍の附票の写し	1通	200				戸籍の附票の写し	1件	200				戸籍の附票の写し	1件	200		
						戸籍謄本・抄本	1件	450				戸籍謄本・抄本	1通	450				戸籍謄本・抄本	1通	450				戸籍謄本・抄本	1通	450		

区分		現 況															調整内容
		成 東 町			山 武 町			蓮 沼 村			松 尾 町						
		使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円				
手 数 料		除謄・原戸籍謄・抄本	1 件	750	除謄・原戸籍謄・抄本	1 通	750	除謄・原戸籍謄・抄本	1 通	750	除謄・原戸籍謄・抄本	1 通	750				
		戸籍記載事項証明	1 件	350	戸籍記載事項証明	1 件	350	戸籍記載事項証明	1 件	350	戸籍記載事項証明	1 件	350				
		除籍記載事項証明	1 件	450	除籍記載事項証明	1 件	450	除籍記載事項証明	1 件	450	除籍記載事項証明	1 件	450				
		戸籍届出受理証明書	1 件	350	戸籍届出受理証明書	1 通	350	戸籍届出受理証明書	1 通	350	戸籍届出受理証明書	1 通	350				
		戸籍届出受理証明書上質紙	1 件	1,400	戸籍届出受理証明書上質紙	1 件	1,400	戸籍届出受理証明書上質紙	1 件	1,400	戸籍届出受理証明書上質紙	1 件	1,400				
		届書の記載事項証明書(届書の写し)	1 件	350	届書の記載事項証明書(届書の写し)	書類 1 件	350	届書の記載事項証明書(届書の写し)	1 件	350	届書の記載事項証明書(届書の写し)	1 件	350				
		臨時運行の許可手数料	1 件	750	臨時運行の許可手数料	1 件	750				自動車臨時運行許可	一両	750				
											農振農用地内外証明手数料	一枚	200				
						農振農用地内外証明手数料	1通	200									
			鳥獣飼養許可更新手数料	1件	3,400	鳥獣飼養許可手数料	1件	3,400	鳥獣飼養許可交付手数料	1件	3,400	鳥獣飼養許可交付手数料	1件	3,400			
			犬の登録手数料	1 頭	3,000	犬の登録手数料	1 頭	3,000	犬の登録手数料	1 頭	3,000	犬の登録手数料	1 頭	3,000			
			狂犬病予防注射済票交付手数料	1 頭	550	狂犬病予防注射済票交付手数料	1 頭	550	狂犬病予防注射済票交付手数料	1 頭	550	狂犬病予防注射済票交付手数料	1 頭	550			
		狂犬病予防注射済票再交付手数料	1 頭	340	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1 頭	340	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1 頭	340	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1 頭	340				
		鑑札再交付手数料	1 頭	1,600	鑑札再交付手数料	1 頭	1,600	鑑札再交付手数料	1 頭	1,600	鑑札再交付手数料	1 頭	1,600				
		小規模埋立て等許可申請手数料	1 件	20,000	残土の埋立て等許可申請手数料	1 件	48,000	小規模埋立て等許可申請手数料	1 件	20,000	小規模埋立て等許可申請手数料	1 件	20,000				
		小規模埋立て等変更許可申請手数料	1 件	10,000	残土の埋立て等変更申請手数料	1 件	28,000	小規模埋立て等変更許可申請手数料	1 件	10,000	小規模埋立て等変更許可申請手数料	1 件	10,000				

現況																	調整内容		
区分							成 東 町			山 武 町			蓮 沼 村			松 尾 町			
							使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名		単位	円
手 数 料										空き地の雑草等の 除去手数料（傾斜 著しく雑草繁茂）	m ²	55							
										空き地の雑草等の 除去手数料(著しく雑 草繁茂数年放置)	m ²	45							
										空き地の雑草等の 除去手数料(著しく 雑草繁茂)	m ²	35							
										空き地の雑草等の 除去手数料(雑草等 が繁茂)	m ²	25							
										空き地の雑草等の 除去手数料(雑草等 が発生)	m ²	15							
採 取 料							砂利	1	250										
							砂	1	210										
							土砂	1	150										

区分		現況															調整内容						
					成 東 町			山 武 町			速 沼 村			松 尾 町									
					使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円							
保 育 料								第1階層(生活保護法の被保護世帯)	1人/月	0	第1階層(生活保護法による被保護世帯)	1人/月	0	第1階層(生活保護法の被保護世帯)	1人/月	0	第1階層(生活保護法の被保護世帯)	1人/月	0				
								第2階層(市町村民税非課税世帯)①	1人/月	4,000	第2階層(町民税非課税世帯)	1人/月	2,000	第2階層(市町村民税非課税世帯)①	1人/月	2,200	第2階層(市町村民税非課税世帯)①	1人/月	4,400				
								第2階層(配偶者のない者で現に児童を扶養している者)②	1人/月	0				第2階層(配偶者のない者で現に児童を扶養している者)②	1人/月	0	第2階層(配偶者のない者で現に児童を扶養している者)②	1人/月	0				
								第2階層(在宅障害児のいる世帯)③	1人/月	0				第2階層(在宅障害児のいる世帯)③	1人/月	0	第2階層(在宅障害児のいる世帯)③	1人/月	0				
								第3階層(配偶者のない者で現に児童を扶養している者)①	1人/月	10,500					第3階層(配偶者のない者で現に児童を扶養している者)①	1人/月	10,300	第3階層(配偶者のない者で現に児童を扶養している者)①	1人/月	10,300			
								第3階層(在宅障害児のいる世帯)②	1人/月	10,500					第3階層(在宅障害児のいる世帯)②	1人/月	10,300	第3階層(在宅障害児のいる世帯)②	1人/月	10,300			
								第3階層(市町村民税課税世帯)③	1人/月	11,700	第3階層(均等割のみの世帯)	1人/月	8,000	第3階層(市町村民税課税世帯)	1人/月	10,500	第3階層(市町村民税課税世帯)③	1人/月	11,300	第3階層(市町村民税課税世帯)③	1人/月	11,300	
								第4階層(所得税課税世帯80千円未満)	1人/月	20,200	第4階層(所得割のある世帯)	1人/月	11,000	第4階層(所得税課税世帯64千円未満)	1人/月	20,000	第4階層(所得税課税世帯64千円未満)	1人/月	19,000	第4階層(所得税課税世帯64千円未満)	1人/月	19,000	
								第5階層(所得税課税世帯80千円以上200千円未満)	1人/月	33,500	第5階層(所得税30千円未満世帯)	1人/月	15,040	第5階層(所得税課税世帯64千円以上160千円未満)	1人/月	29,000	第5階層(所得税課税世帯64千円以上160千円未満)	1人/月	25,000	第5階層(所得税課税世帯64千円以上160千円未満)	1人/月	25,000	
								第6階層(所得税課税世帯200千円以上510千円未満)	1人/月	42,900	第6階層(所得税30千円以上90千円未満)	1人/月	23,310	第6階層(所得税課税世帯160千円以上408千円未満)	1人/月	35,000	第6階層(所得税課税世帯160千円以上408千円未満)	1人/月	34,000	第6階層(所得税課税世帯160千円以上408千円未満)	1人/月	34,000	
								第7階層(所得税課税世帯510千円以上)	1人/月	50,000	第7階層(所得税90千円以上150千円未満)	1人/月	33,830	第7階層(所得税課税世帯408千円以上)	1人/月	41,000	第7階層(所得税課税世帯408千円以上)	1人/月	45,000	第7階層(所得税課税世帯408千円以上)	1人/月	45,000	
											第8階層(所得税150千円以上210千円未満)	1人/月	43,260										
											第9階層(所得税210千円以上430千円未満)	1人/月	48,920										
											第10階層(所得税430,000円以上世帯)	1人/月	48,920										
					【3歳児】			【3歳児】			【3歳児以上】			【3歳児】									
								第1階層	1人/月	0	第1階層	1人/月	0	第1階層	1人/月	0	第1階層	1人/月	0	第1階層	1人/月	0	
								第2階層①	1人/月	3,300	第2階層	1人/月	1,350	第2階層①	1人/月	1,500	第2階層①	1人/月	3,300	第2階層①	1人/月	3,300	
								第2階層②	1人/月	0				第2階層②	1人/月	0	第2階層②	1人/月	0	第2階層②	1人/月	0	

区分		現況															調整内容
					成 東 町			山 武 町			蓮 沼 村			松 尾 町			
					使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	
保 育					第2階層③	1人/月	0				第2階層③	1人/月	0	第2階層③	1人/月	0	
					第3階層①	1人/月	3,000							第3階層①	1人/月	8400	
					第3階層②	1人/月	3,000							第3階層②	1人/月	8400	
					第3階層③	1人/月	9,100	第3階層	1人/月	5,400	第3階層③	1人/月	8,500	第3階層③	1人/月	9,400	
					第4階層	1人/月	17,500	第4階層	1人/月	8,500	第4階層	1人/月	15,000	第4階層	1人/月	17,500	
					第5階層	1人/月	26,700	第5階層	1人/月	12,440	第5階層	1人/月	20,000	第5階層	1人/月	24,000	
					第6階層	1人/月	28,200	第6階層	1人/月	23,300	第6階層	1人/月	23,600	第6階層	1人/月	32,000	
					第7階層	1人/月	28,200	第7階層	1人/月	31,720	第7階層	1人/月	27,000	第7階層	1人/月	33,000	
								第8階層	1人/月	31,720							
								第9階層	1人/月	31,720							
料							第10階層	1人/月	31,720								
					【4歳児以上】			【4歳児以上】						【4歳児以上】			
					第1階層	1人/月	0	第1階層	1人/月	0				第1階層	1人/月	0	
					第2階層①	1人/月	3,300	第2階層①	1人/月	1,350				第2階層①	1人/月	3,300	
														第2階層②	1人/月	0	
														第2階層③	1人/月	0	
														第3階層①	1人/月	8400	
														第3階層②	1人/月	8400	
					第3階層③	1人/月	9,100	第3階層③	1人/月	5,400				第3階層③	1人/月	9,400	
					第4階層	1人/月	17,500	第4階層	1人/月	8,500				第4階層	1人/月	16,500	

[illegible]

現況																	調整内容
区分				成 東 町			山 武 町			蓮 沼 村			松 尾 町				
				使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円		
自己負担金等				胃がん検診個人負担金	1人	900	胃がん	1人	900	胃がん	1人	900	胃がん検診負担金	1人	900		
				大腸がん検診個人負担金	1人	500	大腸がん	1人	500	大腸がん	1人	500	大腸がん検診負担金	1人	500		
				乳がん検診個人負担金	1人	600	乳がん	1人	800	乳がん	1人	600	乳がん検診負担金 (30～49歳)	1人	850		
													乳がん検診負担金 (50歳以上)	1人	350		
				子宮がん検個人負担金（頸部）	1人	600	子宮がん	1人	600	子宮がん	1人	600	子宮がん検診負担金（頸部）	1人	600		
				子宮がん検診個人負担金（頸部＋体部）	1人	1,300				子宮がん（体部含む）	1人	1,000	子宮がん検診負担金（頸部＋体部）	1人	1,200		
				肺がん（喀痰細胞診）	1人	400	肺がん	1人	700				肺がん検診負担金	1人	700		
			骨粗しょう症検診個人負担金	1人	500	骨粗しょう症	1人	500	骨粗しょう症	1人	700	骨粗しょう症検診負担金	1人	500			

[illegible]

		現 況																				
区分				円			東金市・九十九里町・成東町・蓮沼村・松尾町															調整内容
				使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円							
水道料金				【山武地域広域水道企業団水道】（参 考）																		
				専用基本料金(税抜)			共用基本料金(税抜)															
				13mm(8)	1件	1,510	8 まで	1件	1,510													
				20mm(8)	1件	2,430	従量料金(税抜)															
				25mm	1件	2,620	8 を超え15 まで	1	190													
				30mm	1件	3,990	15 を超え30 まで	1	215													
				40mm	1件	7,990	30 を超え100 まで	1	235													
				50mm	1件	14,250	100 を超える	1	250													
				75mm	1件	38,300	臨時使用量(税抜)															
				100mm	1件	80,050		1	360	(13mm, 20mmは基本水量8 を超えた水量)												
				150mm	1件	160,060				1 から15 まで	1	190										
				200mm	1件	245,950	従量料金（税抜）					15 を超え30 まで	1	215								
			250mm	1件	417,530						30 を超え100 まで	1	235									
水道手数料							(設計審査手数料)					100 を超える	1	250								
				給水装置工事検査手数料(指定事業社外)	1回	47,000	新設及び全部改造	1回	6,000													
				給水装置工事検査手数料	1回	1,000	その他の場合	1回	4,000													
							指定事業者指定手数料	1件	30,000													
							消防演習立合手数料(消火栓使用)	1回	500													
							各種証明手数料	1件	200													
水道負担金							開発負担金															
							建築物(計画一日最大給水量5 以上)	1	130,000													
							宅地1,000㎡以上	1㎡	650													

現況																	調整内容	
区分						成 東 町			山 武 町			蓮 沼 村			松 尾 町			
						使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位	円	使用料・手数料等名	単位		円
分担金															農業集落排水受益者分担金	1件	250,000	
農業集落排水施設使用料															一般家庭 その他	基本料金	戸	2,000
																世帯人員一人当たり	人	500
																その他基本料金	戸	2,000
																汚水量		150
幼稚園保育料						幼稚園保育料	人/月	5,500	幼稚園保育料	人/月	5,900	幼稚園保育料	人/月	6,000				
												幼稚園入園料	人/年	1,000				
給食費						給食費（幼稚園児）	1食	240	幼稚園給食費	1食	240	幼稚園給食費	1食	250				
						給食費（小学生）	1食	240	小学校給食費	1食	240	小学校給食費	1食	250	小学校給食費1～4	1食	260	270
						給食費（中学生）	1食	260	中学校給食費	1食	260	中学校給食費	1食	270	中学校給食費	1食	270	
						給食費（教職員等）	1食	260										
						給食費（幼稚園教諭）	1食	240										
照明料									合1 学校体育館	1h	150							
									山武中体育館	1h	150							
									山武南中体育館	1h	250							
									山武南中武道館	1h	100							
									合2 学校体育館	1h	75							
									山武中体育館	1h	75							
									山武南中体育館	1h	125							

項 目		現						況						調整内容
						成 東 町		山 武 町		蓮 沼 村		松 尾 町		
使用料・手数料等名						単位	円	単位	円	単位	円	単位	円	
行政財産使用料	(土 地)													
	一般土地					1 m ² /月	評価額の 3/1000	1 m ² /月	評価額の 3/1000					
	電波局施設棟							1棟/月	50,000					
	(建 物)													
	土地使用分					1 m ² /月	評価額の 3/1000	1 m ² /月	評価額の 3/1000 × 105/100	1 m ² /月	1m ² 当り 200円に 25/100を 乗する	1 m ² /月	評価額の 3/1000	
	建物使用分					1 m ² /月	評価額の 3/1000	1 m ² /月	評価額の 5/1000 × 105/100	1 m ² /月	・ 非木造 1 m ² 200 円 ・ 木造1 m ² 200円 に 75/100を 乗する ・ それ以 外の建築 物 1m ² 200円 に50/100			
	公衆電話機					1 台/年	1,240	1 台/年	1,250					
	自動販売機					1 台/年	5,080	1 台/年	5,000	免除				
	電波局アンテナ							1 台/月	50,000					
	その他財産の使用料等	銀行ATM及び銀行事務所							1m ² /年	99	免除			
銀行看板								1m ² /年	1,100					
NTT公衆電話ボックス								1 台/年	1,100					
歯科診療所								診療所 1ヶ月	10,000					
歯科診療所								診療所（住宅） 1ヶ月	30,000					
商工会館								1 m ² /年	220					
駐在所用地								1 m ² /年	340	免除				

項 目		現 況				調 整 内 容			
使用料・手数料等名		成 東 町		山 武 町		蓮 沼 村		松 尾 町	
		単位	円	単位	円	単位	円	単位	円
用車駅 料場前 使駐	1日7時間以上700円限度	1h	100				無料		
料海 岸駐 車場 使用	大型	1輛	2,000						
	中型	1輛	1,000						
	普通	1輛	700						
	二輪	1輛	200						
自 転 車 駐 車 場 使 用 料	自転車（一般）			月	260		無料		無料
	自転車（高校生以下）			月	160		無料		無料
	自転車（不定期利用者）			月	50		無料		無料
	原付（一般）			月	370		無料		
	原付（高校生以下）			月	210		無料		
	原付（不定期利用者）			月	50		無料		
中型バス運行管理経費		1h	1,337						
貸 衣 装 使 用 料	留袖一式（A）			1回	6,000				
	留袖一式（B） （1回は4日以内とし、1日増すごとに600円加算する。）			1回	5,000				
	産着一式（A）			1回	4,000				
	産着一式（B） （1回は4日以内とし、1日増すごとに400円を加算する。）			1回	3,000				
	喪服一式（A）			1回	4,000				
	喪服一式（B） （1回は4日以内とし、1日増すごとに400円を加算する。）			1回	3,000				
	葬祭用祭壇一式（4段）			1回	16,000				
	葬祭用祭壇一式（3段） （1回は4日以内とし、1日増すごとに400円を加算する。）			1回	15,000				

項 目		現						況						調整内容
						成 東 町		山 武 町		蓮 沼 村		松 尾 町		
使用料・手数料等名						単位	円	単位	円	単位	円	単位	円	
市町営住宅使用料	市町営住宅使用料					(白幡団地 H15) 1戸/1月	7,600～ 14,100							
						(和田団地 H15) 1戸/1月	14,900 ～ 26,000							
						(上町団地 H15) 1戸/1月	23,300 ～ 40,300							
						(収入超過者家 賃H15) 1戸/1月	15,300 ～ 65,500							
						(住宅共益費 H15) 1戸/1月	2,100～ 3,000							
都市公園使用料	行商、募金その他これらに類する行為をする 場合					1人1日につき	300							
	行商、募金その他これらに類する行為をする 場合					1㎡1日につき	200							
	業として写真の撮影を行う場合					写真機1台1月 につき	1,000							
	業として映画の撮影を行う場合					1回(2時間以内) につき	2,000							
	興行					1㎡1日につき	10							
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類す る催しをする場合					1㎡1日につき	5							
	公園施設を設置する場合					1㎡1日につき	100							
公園施設を管理する場合					その都度町長が別に定 める									

項 目		現				況						調整内容	
						成 東 町		山 武 町		蓮 沼 村			松 尾 町
使用料・手数料等名						単位	円	単位	円	単位	円		単位
海岸保全区域占用料	施設等					1㎡/年	210						
	電柱等					1本/年	1,100						
	鉄塔					1㎡/年	600						
	管理設20cm未満					1m/年	80						
	20cm以上40cm未満					1m/年	160						
	40cm以上1m未満					1m/年	390						
	1m以上					1m/年	800						
道路占用料	【道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物】												
	第1種電柱					1本/年	770	1本/年	770	1本/年	770	1本/年	770
	第2種電柱					1本/年	1,200	1本/年	1,200	1本/年	1,200	1本/年	1,200
	第3種電柱					1本/年	1,600	1本/年	1,600	1本/年	1,600	1本/年	1,600
	第1種電話柱					1本/年	690	1本/年	690	1本/年	690	1本/年	690
	第2種電話柱					1本/年	1,100	1本/年	1,100	1本/年	1,100	1本/年	1,100
	第3種電話柱					1本/年	1,500	1本/年	1,500	1本/年	1,500	1本/年	1,500
	その他の柱類（支線柱等）					1本/年	53	1本/年	53	1本/年	53	1本/年	53
	街灯（電柱類であるものを除く）												
	共架電線その他上空に設ける線類					1m/年	7	1m/年	7	1m/年	7	1m/年	7
	地下電線その他地下に設ける線類					1m/年	4	1m/年	4	1m/年	4	1m/年	4
	路上に設ける変圧器					1個/年	520	1個/年	520	1個/年	520	1個/年	520
	地下に設ける変圧器					1㎡/年	360	1㎡/年	360	1㎡/年	360	1㎡/年	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所					1個/年	1,100	1個/年	1,100	1個/年	1,100	1個/年	1,100
	郵便差出箱及び信響便差出箱					1個/年	450	1個/年	450			1個/年	450
	広告塔					1㎡/年	1,100	1㎡/年	1,100	1㎡/年	1,100	1㎡/年	1,100
	その他のもの					1㎡/年	1,100	1㎡/年	1,100	1㎡/年	1,100	1㎡/年	1,100
	【道路法第32条第1項第2号に掲げる工作物】												
	外径が0.1m未満					1m/年	36	1m/年	36	1m/年	36	1m/年	36
	外径が0.1m以上0.15m未満					1m/年	53	1m/年	53	1m/年	53	1m/年	53
	外径が0.15m以上0.2m未満					1m/年	71	1m/年	71	1m/年	71	1m/年	71
	外径が0.2m以上0.4m未満					1m/年	140	1m/年	140	1m/年	140	1m/年	140
	外径が0.4m以上1m未満					1m/年	360	1m/年	360	1m/年	360	1m/年	360
	外径が1m以上					1m/年	710	1m/年	710	1m/年	710	1m/年	710

項 目	現 況	山 武 町						連 沼 村		松 尾 町		調整内容
		単位	円	単位	円	単位	円	単位	円	単位	円	
使用料・手数料等名												
第1種電柱		1本/年	770									
第2種電柱		1本/年	1,200									
第3種電柱		1本/年	1,600									
第1種電話柱		1本/年	690									
第2種電話柱		1本/年	1,100									
第3種電話柱		1本/年	1,500									
その他の柱類(支線柱等)		1本/年	53									
外径が0.1m未満		1m/年	36									
外径が0.1m以上0.15m未満		1m/年	53									
外径が0.15m以上0.2m未満		1m/年	71									
外径が0.2m以上0.4m未満		1m/年	140									
外径が0.4m以上1m未満		1m/年	360									
外径が1m以上		1m/年	710									
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用水槽 その他これらに類する施設で地下に設けられ たもの		1 m ² /年	195									
競技会、集会、展示会、博覧会その他これに 類する施設で地下の設けられるもの		1 m ² /日	11									
工事用仮囲、足場、詰め所その他の工事用施 設		1 m ² /月	110									
土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場		1 m ³ /月	425									
変圧塔その他これに類するもの		1 個/年	1,100									
公衆電話所		1 個/年	1,100									
其架電線その他上空に設ける線類		1m/月	7									
地下電線その他地下に設ける線類		1m/月	4									
露店		1 m ² /日	11									
その他のもの		1 m ² /年	522									

項 目			現				況						調整内容		
					成 東 町		山 武 町		蓮 沼 村		松 尾 町				
使用料・手数料等名						単位	円	単位	円	単位	円	単位	円		
認定手数料	優良宅地造成の認定手数料					1件	86,000	1件	86,000	1件	86,000	1件	86,000		
	優良住宅認定手数料	【優良住宅認定手数料】													
		新築住宅	1 0 0㎡以下				1件	6,200	1件	6,200	1件	6,200	1件	6,200	
		新築住宅	100～500㎡以下				1件	8,600	1件	8,600	1件	8,600	1件	8,600	
		新築住宅	500～2,000㎡以下				1件	13,000	1件	13,000	1件	13,000	1件	13,000	
		新築住宅	2,000～10,000㎡以下				1件	35,000	1件	35,000	1件	35,000	1件	35,000	
		新築住宅	10,000㎡を超える				1件	43,000	1件	43,000	1件	43,000	1件	43,000	
		新築住宅	50,000㎡を超える						1件	57,000					
屋外公告物許可申請手数料	はり紙、ポスター					50枚	380	50枚につき	380	50枚	380	50枚	380		
	はり札					10枚	380	10枚につき	380	10枚	380	10枚	380		
	立看板					1枚	380	1枚につき	380	1枚	380	1枚	380		
	アーチ					1基	4,000	1基につき	4,000	1基	4,000	1基	4,000		
	旗、のぼり					1基	380	1箇につき	380	1枚	380	1枚	380		
	広告幕（横断幕含む）					1張	380	1枚につき	380	1枚	380	1枚	380		
	アドバルーン					1箇	2,000	1箇につき	2,000	1個	2,000	1個	2,000		
	鉄道車両又は自動車を利用する広告物					1枚	1,150	1枚につき	1,150	1枚	1,150				
	広告板等：表示面積1㎡未満のもの					1箇	760	1箇につき	760	1個 表示面積1㎡未満	760	1個	760		
	広告板等：表示面積1㎡以上2㎡未満のもの					1箇	1,150	1箇につき	1,150	表示面積1㎡以上2㎡未満	1,150	1個	1,150		
	広告板等：表示面積2㎡以上5㎡未満のもの					1箇	2,000	1箇につき	2,000	表示面積2㎡以上5㎡未満	2,000	1個	2,000		
	広告板等：表示面積5㎡以上のもの					1箇につき5㎡までごとに	2,000	1箇につき	2,000	表示面積5㎡以上にあっては5㎡までごと	2,000	1個	2,000		
電柱類の広告板：表示面積1㎡未満のもの					1箇	380	1箇につき	380	1個 表示面積1㎡未満	380	1個	380			
電柱類の広告板：表示面積1㎡以上のもの					1箇につき1㎡までごとに	380	1箇につき	380	表示面積1㎡以上にあっては1㎡までごと	380	1個	380			

項 目		現 況								調整内容			
				成 東 町		山 武 町		蓮 沼 村			松 尾 町		
使用料・手数料等名						単位	円	単位	円	単位	円	単位	円
その他 手数料等	境界確認書の交付手数料							1 件	200				
	証明事務(確定協議、幅員証明)											1 件	200
	謄写手数料(用紙5枚までを1件)											1 件	200
コ ピ ー 代 等	コピー料(行政サービスのもの) A4, A3, B5, B4					A4, B5, B4 片面1枚 " 両面1枚	10 20	1枚	50	1 枚	30		
						A3 片面1枚 " 両面1枚	20 40						
						A3 3 片面1枚 まで 両面1枚	100 200						
	白焼きコピー(地籍調査の成果品) A1					1枚	200	1枚	600				
	白焼きコピー(地籍調査の成果品) A2							1枚	300				
	白焼きコピー(地籍調査の成果品) B4							1枚	100				
	白焼きコピー(地形図1/2500)							1枚	500				
	白焼きコピー(地形図1/25000)							1枚	500				
	白焼きコピー(地形図1/10000)							1枚	500				
	白焼きコピー(その他)							1枚	500				
	図書館コピー							1枚	20				
手 数 料	地図代等手数料(A1) 地形図コピー1/2500											1 枚	500
	地図代等手数料(A3) 地形図コピー1/2500											1 枚	200
	山武町地形図・公園調整図1/2500							1 枚	500				
	都市計画に関する証明手数料					1通につき	200	1通につき	200				

項 目			現 況								調整内容			
					成 東 町		山 武 町		蓮 沼 村			松 尾 町		
使用料・手数料等名							単位	円	単位	円		単位	円	単位
そ の 他	都市計画図	1/25,000					1枚	1,000	1枚	500	1枚	500	1枚	1,000
	都市計画図	1/10,000					1枚	1,000	1枚	1,000	1枚	500	1枚	1,000
	地形図	1/25,000					1枚	200					1枚	200
	地形図	1/10,000					1枚	600			1枚	200	1枚	300
	地形図	1/2,500					1枚	600						

成東町文化会館のぎくプラザ

別紙1

施設使用料

付属設備使用料

区 分			午前の部	午後の部	夜間の部	全 日
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 21:30
ホー ル	入場料等を徴収 しない場合	平 日	5,000円	7,000円	9,000円	19,000円
		土日・休日	6,000円	8,000円	10,000円	20,000円
	入場料等を徴収 する場合	平 日	9,000円	13,000円	17,000円	37,000円
		土日・休日	12,000円	16,000円	20,000円	40,000円
楽 屋 ふるさと コーナー	入場料等を徴収 しない場合	平 日	500円	500円	500円	1,500円
		土日・休日	600円	600円	600円	1,800円
	入場料等を徴収 する場合	平 日	600円	600円	600円	1,800円
		土日・休日	700円	700円	700円	2,100円
会議室（1 室あたり）	営利を目的とし ない場合	平 日	500円	500円	500円	1,500円
		土日・休日	600円	600円	600円	1,800円
	営利を目的とす る場合	平 日	600円	600円	600円	1,800円
		土日・休日	700円	700円	700円	2,100円
視聴覚室	営利を目的とし ない場合	平 日	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
		土日・休日	1,200円	1,200円	1,200円	3,600円
	営利を目的とす る場合	平 日	1,200円	1,200円	1,200円	3,600円
		土日・休日	1,400円	1,400円	1,400円	4,200円

※休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

※割増額の施設使用料は、下記のとおり割増されます。

1. 町内に居住する者、または町内に勤務する者以外の者が使用する場合、施設使用料の5割の額を加算した額。
2. 前項の者が、入場料等を徴収するときは、施設使用料の10割の額を加算した額。

超過料金等

1. 単位時間を超過した場合の使用料は、1時間（30分未満の時はこれを切り捨て、30分以上1時間未満の場合は1時間とみなす。）につき、当該施設使用料及び割増額の合計額の130%の額。
2. 練習のためのホールの舞台のみ使用する場合の使用料は、1の単位使用料及び割増額等の合計額の5割の額とし、単位時間を超過した場合の1時間当たりの施設使用料は、其の額の130%の額。

種別	器具名	施設別	単位	使用料	種別	器具名	施設別	単位	使用料
舞 台 装 置	所作台	ホール	1式	1,000円	照 明 設 備	シーリングライト	ホール	1列	300円
	平台	ホール	1台	100円		フロアスポットライト	ホール	1台	200円
	開き足・箱木	ホール	1個	50円		スポットライト	ホール	1台	200円
	ひな段ケコミ	ホール	1式	300円		フットスポットライト	ホール	1台	200円
	吊看板	ホール	1式	200円		スタンド	ホール	1台	50円
	国・県・町旗	ホール	1双	100円		エフェクトマシン	ホール	1台	200円
	松羽目	ホール	1枚	300円		芯ナシマシン	ホール	1台	200円
	金屏風	ホール	1双	300円		先玉	ホール	1個	50円
	紗幕	ホール	1枚	300円		ミラーボール	ホール	1台	200円
	地がすり	ホール	1枚	300円	音 響 設 備	拡声装置	ホール	1式	300円
	長座布団	ホール	1枚	50円		ステージスピーカー	ホール	1台	200円
	緋毛仙	ホール	1枚	50円		はねかえりスピーカー	ホール	1台	200円
	上敷ゴザ	ホール	1枚	50円		ダイナミックマイク	ホール	1本	200円
	紅白幕	ホール	1枚	50円		コンデンサマイク	ホール	1本	200円
	木支木	ホール	1本	50円		ワイヤレスマイク	ホール	1本	200円
	金支木	ホール	1本	50円		マイクスタンド	ホール	1台	50円
	人形立	ホール	1本	50円		エレベータマイク	ホール	1本	200円
	めくり台	ホール	1台	50円		過剰形補助ミキサー	ホール	1台	500円
	指揮者台	ホール	1台	100円		カラオケ	ホール	1式	500円
照 明 設 備	指揮者用譜面	ホール	1台	100円	映 写 設 備 等	映写機・スクリーン	ホール	1式	1,500円
	演奏者用譜面	ホール	1台	50円		スライド映写機	ホール	1台	200円
	演台	ホール	1式	200円		カセット・CD・MDデッキ	ホール	1台	200円
	司会者演台	ホール	1台	200円		液晶ビデオ映写機	視聴覚室	1台	200円
	椅子	ホール	1脚	50円		電子資料掲示装置	視聴覚室	1台	200円
	長机	ホール	1台	100円		ポータブルCDアンプ	視聴覚室	1台	200円
	高座用座布団	ホール	1枚	50円		映写機・スクリーン	視聴覚室	1式	500円
	音響反射板	ホール	1式	500円	楽 器	ピアノ（スタインウェイ）	ホール	1台	3,000円
	調光装置	ホール	1式	500円		ピアノ（ヤマハ）	ホール	1台	1,000円
	フットライト	ホール	1列	300円		大太鼓	ホール	1式	200円
	ローアホリゾントライト	ホール	1列	300円		持ち込み器具	1器具1kWにつき		100円
	アップアホリゾントライト	ホール	1列	300円	そ の 他	マイク	視聴覚室	1本	200円
	ボーダーライト	ホール	1列	300円		ビデオ	視聴覚室	1台	200円
	サスペンションライト	ホール	1列	300円					

注 この表における使用料とは、次に掲げる使用時間帯ごとの額です。

- (1) 午前9時から正午まで
- (2) 午後1時から午後5時まで
- (3) 午後6時から午後9時30分まで

成東町中央公民館

施設・設備使用料

(単位：円)

階	施設名	区分	午前	午後	夜間	定員数	面積㎡
一階	ロビー	町内	840	840	1,260		展示面積 40
		町外	1,260	1,260	1,890		
	第1会議室	町内	1,260	1,260	1,890	50	70
		町外	1,890	1,890	2,835		
2階	第2会議室	町内	1,260	1,260	1,890	25	51
		町外	1,890	1,890	2,835		
	第3会議室	町内	840	840	1,260	20	29
		町外	1,260	1,260	1,890		
	第4会議室	町内	420	420	630	8	15
		町外	630	630	945		
	第1研修室	町内	1,260	1,260	1,890	50	46
		町外	1,890	1,890	2,835		
	第2研修室	町内	1,260	1,260	1,890	50	46
		町外	1,890	1,890	2,835		
3階	視聴覚室	町内	840	840	1,260	50	60
		町外	1,260	1,260	1,890		
	講堂	町内	4,200	4,200	6,300	250	261
		町外	6,300	6,300	9,450		
	談話室	町内	420	420	630	20	31
		町外	630	630	945		
・午前=8:30～12:30 午後=13:00～17:00 夜間=17:30～21:30							
設備	拡声装置 (講堂)	町内	一回	1,050	数日にわたって使用する 場合の使用料の計算は、 1日を1回とみなして算 定。		
		町外	一回	1,575			
	視聴覚機器 (各品目)	町内	一回	1,050			
		町外	一回	1,575			

成東町歴史民族資料館

入館料

学生・一般 一人130円 20名以上団体100円
小・中・高生 一人80円 20名以上団体50円

成東町総合運動公園

別紙2

施設使用料

(単位：円)

施設名	区分	単位	使用料	備考
テニスコート使用料	町内居住者	1時間	400 (200)	1面
	町外居住者		800 (400)	
野球場使用料	町内居住者	1時間	1,200 (600)	
	町外居住者		2,400 (1,200)	
陸上競技場使用料	町内居住者	1時間	2,000 (1,000)	
	町外居住者		4,000 (2,000)	
サッカー場使用料	町内居住者	1時間	800 (400)	インフィールド 内の使用に限る
	町外居住者		1,600 (800)	
照明設備使用料	テニスコート	30分	300	1面
	野球場	30分	2,500	
	陸上競技場兼サッカー場	30分	1,200	
野球場本部 席使用料	町内居住者	1時間	800	
	町外居住者		1,600	

※ () 内の金額は高校生までとし、それ以外の金額は一般(大学生を含む)です。

成東城跡公園テニスコート

施設使用料

施設名	区分	単位	使用料	備考
テニスコート使用料	町内居住者	1時間	400 (200)	1面
	町外居住者		800 (400)	

※ 総合運動公園テニスコートと同額

さんぶの森文化ホール

別紙3

施設使用料

区 分		基本使用料			
		午前の部	午後の部	夜間の部	全 日
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 21:30
ホール	平 日	4,730円	6,830円	8,930円	18,900円
	土・日 休 日	5,780円	7,830円	9,980円	19,950円
リハーサル 室	平 日	1,050円	1,050円	1,050円	1,050円
	土・日 休 日	1,260円	1,260円	1,260円	1,260円
楽 屋	平 日	530円	530円	530円	530円
	土・日 休 日	630円	630円	630円	630円
控 室	平 日	530円	530円	530円	530円
	土・日 休 日	630円	630円	630円	630円

- ① 使用料の額は、基本使用料に割増使用料及び超過使用量料を加算した額とする。
- ② 割増使用料とは「町外割増使用料」、「入場料徴収の場合の割増使用料又は営利その他それに類する場合の割増使用料」とに区分する。
- ③ 町外割増使用料（町外居住者又は町内に本社・支社・営業所等がない町外の団体等）については、基本料金の5割とする。
- ④ 入場料徴収の場合の割増使用料又は営利その他それに類する場合の割増使用料については、基本使用量の10割とする。
- ⑤ 超過料金時間については、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。ただし、超過使用時間の端数が30分未満のときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満のときはそれを1時間として算定するものとする。

$$\left[\frac{\text{単位使用料} + \text{割増使用料}}{\text{貸出時間}} \times 1.3 \right] \times \text{超過時間} = \text{超過使用料}$$
- ⑥ 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- ⑦ ホールの舞台又は客席のみを使用する場合は、備考及びを適用する。

付 属 設 備 使 用 料

種別	附属設備名	単位	使用料	種別	附属設備名	単位	使用料
舞 台 設 備	音響反射板	1台	110	映 写 設 備	プロジェクター・スクリーン	1式	2,100
	指揮者台	1台	110		スクリーン	1台	210
	指揮者用譜面台	1台	110		書画卓	1台	320
	演奏者用譜面台	1台	110		書画カメラ	1台	320
	講演台	1式	210	音 響 設 備	音響調整卓	1式	320
	司会者台	1台	210		ステージスピーカー	1台	210
	びょうぶ	1双	320		移動式スピーカー	1台	210
	ステージパネル（足付）	1式	320		ダイナミックマイク	1本	210
	ステージパネル用ケコミ	1枚	210		コンデンサマイク	1本	210
	椅子	1脚	50		ワイヤレスマイク	1本	210
	長机	1台	110		マイクスタンド	1台	50
	調光装置	1式	530		カラオケ装置	1式	530
	シーリングライト	1列	320		ピアノ	1台	3,150
照 明 設 備	サスペンションライト	1列	320	そ の 他 設 備	持ち込み器具	1器具 1キロ ワット	110
	アッパーホリゾンライト	1列	320		附属設備使用料は、下記使用時間帯ごとの額		
	ボーダーライト	1列	320		①午前9時から正午		
	ピンスポットライト	1台	210		②午後1時から午後5時		
映 写 設 備	パソコン	1台	320		③午後6時から午後9時30分		
	ビデオデッキ	1台	320				
	DVDデッキ	1台	320				
	カセットデッキ	1台	320				
	CDデッキ	1台	320				

- ① 使用料の額は、基本使用料に割増使用料及び超過使用量料を加算した額とする。
- ② 割増使用料とは「町外割増使用料」、「入場料徴収の場合の割増使用料又は営利その他それに類する場合の割増使用料」とに区分する。
- ③ 町外割増使用料（町外居住者又は町内に本社・支社・営業所等がない町外の団体等）については、基本料金の5割とする。
- ④ 入場料徴収の場合の割増使用料又は営利その他それに類する場合の割増使用料については、基本使用料の10割とする。
- ⑤ 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

さんぶの森公園

グリーンタワー使用料

施設名	区分	使用料
展望室	1人	100円

その他施設使用料

施設	単位	使用料
ファイヤーピット	1回	2,100円
テントデッキ	1回	2,100円
バーベキューピット	1炉	530円
ふれあい広場	1施設 1時間当り	2,100円
		(ただし、8時間を超える場合は 1日当り16,800円)
わくわく広場	1施設 1時間当り	530円
		(ただし、8時間を超える場合は 1日当り4,200円)
上記以外の公園の区域	1施設 1時間当り	1,050円
		(ただし、8時間を超える場合は 1日当り8,400円)

- ① 使用料の額は、基本使用料に割増使用料及び超過使用料を加算した額とする。
- ② 割増使用料とは「町外割増使用料」、「入場料徴収の場合の割増使用料又は営利その他それに類する場合の割増使用料」とに区分する。
- ③ 町外割増使用料（町外居住者又は町内に本社・支社・営業所等がない町外の団体等）については、基本料金の5割とする。
- ④ 入場料徴収の場合の割増使用料又は営利その他それに類する場合の割増使用料については、基本使用料の10割とする。
- ⑤ 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

施設附属設備使用料

種別	品名	単位	金額
テントデッキ	テント(大)	1張	1,470円
	テント(小)	1張	1,050円
バーベキューピット	屋外バーベキューセット	1式	530円
	電動カート	1台	100円
	木炭	3kg	530円

山武町中央会館

中央会館使用料

別紙4

区分	1時間当り使用料		
	町内又は町内に勤務する者	左に掲げる者以外の者	営利を目的とする場合又は入場料を徴収する場合
町民ホール	320円	640円	960円
視聴覚室	320円	640円	960円
調理実習室	420円	840円	1,260円
中研修室	320円	640円	960円
小研修室	210円	420円	630円
和室(杉)	210円	420円	630円
和室(アララギ)	210円	420円	630円
音楽室	320円	640円	960円
工芸室	210円	420円	630円
体育館	1,050円	2,100円	3,150円
ランニング走路(2F)1人	110円	170円	—

- ① 使用時間が1時間未満の場合は1時間とし、1時間を超えた場合は切り上げて算定する。
- ② 使用時間には、準備、後片付けの時間を含める。

山武町武道館

武道館使用料

区分	1時間当り使用料		
	町内又は町内に勤務する者	左に掲げる者以外の者	営利を目的とする場合又は入場料を徴収する場合
柔道場	320円	640円	960円
剣道場	320円	640円	960円

- ① 使用時間が1時間未満の場合は1時間とし、1時間を超えた場合は切り上げて算定する。
- ② 使用時間には、準備、後片付けの時間を含める。

山武町農産物食品加工研究センター

使用料

施設使用料		設備使用料	
1日	1,200円	1釜(1回転)	350円
半日	600円	250円	ミンチ機(半日)
		真空パック機(半日)	150円

蓮沼村総合運動広場使用料

名 称	時間区分	使 用 料
村内	午前	1,500 円
	午後	2,000 円
村外	午前	3,000 円
	午後	4,000 円

※村内・・・住所を有する者及び村内に勤務している者

はすぬま味工房使用料

施設使用料	設備使用料
1 日 1,100円	1釜（1回転）300円
半 日 550円	

蓮沼村スポーツプラザ使用料

別紙5

時間区分			午前 9 時～正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 9 時30分	
団 体 使 用	アマチュアス ポーツに使用す る場合	入場料等を徴収しない 場合	3,200	4,200	4,600	
		入場料等を徴収する 場合	9,500	12,600	13,900	
	アマチュアス ポーツ以外に使 用する場合	入場料等 を徴収し ない場合	営利を目的 としない場 合	9,500	12,600	13,900
			営利を目的 とする場合	31,500	42,000	46,200
		入場料等 を徴収す る場合	営利を目的 としない場 合	18,900	25,200	27,700
			営利を目的 とする場合	47,300	63,000	69,300
	小体育館	営利を目的としない 場合	1,600	2,100	2,300	
		営利を目的とする場 合	15,800	21,000	23,100	
	トレーニングルーム			1,600	2,100	2,300
	集会室（しおさい館）			1,600	2,100	2,300
会 議 室			650	850	950	
運 動 広 場			1,500	2,000	—	
個 人 使 用	ア リ ー ナ		1 時間以内		200	
	小体育館		1 時間以内		100	
	トレーニングルーム・集会室（しおさい館）		1 時間以内		100	
設 備 使 用	放送設備（アリーナ・小体育館）		1 回につき		1,000	
	ステージ（アリーナ）		1 回につき		1,000	

1. 村内在住者及び村内に勤務先のある者以外が使用する場合の使用料の額は、それぞれの区分の額の2倍の額とする。
2. アリーナの面積の2分の1を使用する場合の使用料の額は、それぞれの区分に対応させ、当該区分の額に2分の1を乗じて得た額とする。
3. 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
4. 使用時間を越えた場合の使用料の額は、1時間（1時間未満の時は1時間とする。）につきそれぞれの区分の額の1時間相当額とする。
5. 10人以上の使用は団体扱いとする。
6. トレーニングルームの使用は、16歳以上の者に限るものとする。

松 尾 町 運 動 公 園

施 設 使 用 料

別紙6

(単位：円)

運動施設	野球場、陸上競技場 多目的スポーツ広場	町内居住又は勤務	1 時間	210
		その他	1 時間	550
	テニスコート	町内居住又は勤務	1 面 1 時間	210
		その他	1 面 1 時間	300
夜間照明設備	野球場	町内居住又は勤務	3 0 分	2,200
		その他	3 0 分	3,800
	テニスコート	町内居住又は勤務	3 0 分	250
		その他	3 0 分	380
	多目的スポーツ広場	町内居住又は勤務	3 0 分	410
		その他	3 0 分	620

松尾町農村環境改善センター

施 設 使 用 料

(単位：円)

施設名	使用料
多目的ホール	420
生活研修室	210
農産加工室・調理実習室	420
和室会議室	210
農事研究室	210

料金はいずれも、1 時間単位

松 尾 町 洗 心 館

施 設 使 用 料

(単位：円)

施設名	使用料
休養室	210
保育室	210
第 1 学習室	210
大集会室	420
相談室	210
第 3 学習室	210
娯楽室	210
音楽室	420
婦人休養室	210
教養室	210

料金はいずれも、1 時間単位

協議第19号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	16 公共的団体等の取扱い
公共的団体等は、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努める。 1. 4町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 2. 4町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。 3. 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
16 公共的団体等の取扱い	公共的団体等は、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努める。 1. <u>4町村</u>に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 2. <u>4町村</u>に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。 3. 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。	公共的団体等は、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。 1. <u>山武地域6市町村</u>に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 2. <u>山武地域6市町村</u>に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。 3. 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	16 公共的団体等の取扱い
------	---------------

調整の方針	公共的団体等は、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。 1. 4町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 2. 4町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。 3. 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。
-------	---

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
総務部会			・成東町区長会		・蓮沼村区長会	・松尾町区長会連合会	1. 4町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 2. 4町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。 3. 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする
			・成東町自衛隊協力会	・山武町自衛隊協力会	・蓮沼村自衛隊協力会	・松尾町自衛隊協力会	
			・認可地縁団体 草深区自治会・本須賀第二区自治会・湯坂区自治会	・認可地縁団体 横堀台自治会			
			・成東交通安全協会成東支部	・成東交通安全協会山武支部	・成東交通安全協会蓮沼支部	・成東交通安全協会松尾支部	
			・成東警察署管内交通安全対策連絡協議会				
			・成東町防犯協会	・山武町防犯協会	・蓮沼村防犯協会	・松尾町防犯協会	
			・成東警察署管内防犯協会連合会				
企画部会			・成東警察署管内幼児交通安全指導協議会				
			・国際交流協会				
			・成東町統計研究会			・松尾町統計研究会	
税務部会				・出光山武の里計画跡地の土地利用を考える会			
			・成東町納税貯蓄組合連合会				
保健福祉部会			・成東町納税組合	・山武町納税貯蓄組合	・蓮沼村納税貯蓄組合	・松尾町納税組合	
			・成東町シルバー人材センター	・山武町シルバー人材センター	・蓮沼村シルバー人材センター	・松尾町シルバー人材センター	

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
			・成東町老人クラブ連 合会	・山武町老人クラブ連 合会	・蓮沼村老人クラブ連 合会	・松尾町老人クラブ連 合会	
			・成東町身体障害者福 祉会	・山武町身体障害者福 祉会	・蓮沼村身体障害者福 祉会	・松尾町身体障害者福 祉会	
			・成東町手をつなぐ親 の会	・山武町手をつなぐ親 の会		・松尾町手をつなぐ親 の会	
			・成東町民生委員児童 委員協議会	・山武町民生委員児童 委員協議会	・蓮沼村民生委員児童 委員協議会	・松尾町民生委員児童 委員協議会	
			・成東町保護司会	・山武町保護司会	・蓮沼村保護司会	・松尾町保護司会	
			・成東町更生保護婦人 会	・山武町更生保護女性 会	・蓮沼村更生保護女性 会	・松尾町更生保護婦人 会	
			・成東町遺族会	・山武町遺族会	・蓮沼村遺族会	・松尾町遺族会	
			・成東町社会福祉協議 会	・山武町社会福祉協議 会	・蓮沼村社会福祉協議 会	・松尾町社会福祉協議 会	
			・日赤千葉県支部成東 町分区	・日赤千葉県支部山武 町分区	・日赤千葉県支部蓮沼 村分区	・日赤千葉県支部松尾 町分区	
			・成東町赤十字奉仕団		・蓮沼村赤十字奉仕団		
			・成東町母子福祉推進 員協議会	・山武町母子福祉推進 員協議会	・蓮沼村母子福祉推進 員協議会	・松尾町母子福祉推進 員協議会	
			・成東町母子寡婦福祉 会		・蓮沼村母子寡婦福祉 会	・松尾町母子寡婦福祉 会	
			・成東町傷痍軍人会	・山武町傷痍軍人会	・蓮沼村傷痍軍人会		
					・蓮沼村食生活改善協 議会		
				・山武町保健推進員連 絡協議会		・松尾町保健推進員協 議会	
産業経済部会				・ふるさとまつり実行 委員会	・蓮沼サマーカーニバル 実行委員会	・ふるさとまつり実行 委員会	
				・産業まつり実行委員 会		・ふるさと夏まつり実 行委員会	
			・山武郡市農業後継者 等結婚相談連絡協議 会	・山武町青年会議			
			・成東町農業農村男女 共同参画推進協議会				
				・山武町緑の少年団	・蓮沼村みどりの少年 団育成協議会		
					・蓮沼村みどりの少年 団		
			・成東町猟友会	・山武町猟友会	・北部猟友会蓮沼支部	・北部猟友会松尾支部	

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
			・成東町農業振興会				
			・成東町青年農業研究会			・松尾町農業研究会	
			・成東町認定農業者会		・蓮沼村地域農業担い手連絡協議会	・松尾町農業後継者4Hクラブ	
					・農家実行組合	・松尾町農家実行組合	
			・アグリネット成東	・横田生活改善研究会	・蓮沼村農家生活改善研究会	・松尾町農家生活改善研究会	
				・山武町食品加工研究会	・はすめま味工房直売所グループ		
				・山武町巻寿司研究会			
					・蓮沼村新営農組合	・空港周辺地域農業対策協議会	
					・蓮沼村産業の拠点づくり協議会		
			・山武郡市植物防疫協会				
			・成東町酪農組合	・山武町酪農組合		・松尾町酪農組合	
				・山武町養豚組合		・松尾町養豚組合	
				・山武町家畜伝染病予防会	・蓮沼村家畜伝染病予防会	・松尾町家畜防疫会	
						・松尾町畜産環境保全対策委員会	
				・山武町花卉生産組合		・松尾町花き生産組合	
					・蓮沼村たばこ耕作組合		
				・山武町林業研究会			
				・山武町木工芸品研究会			
				・山武郡市森林組合山武支部		・山武郡市森林組合松尾支部	
				・山武に雑木林をつくる会			
			・成東町朝市組合			・松尾町朝市組合	
			・山武郡市農業協同組合本所（支所4）	・山武郡市農業協同組合（支所2）	・山武郡市農業協同組合（支所1）	・山武郡市農業協同組合（支所3）	
			・津辺和田水利組合				

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
建設部会			・なるとうさくらの会				
			・成東町花と緑のあふれるまちづくり推進協議会				
環境部会				・NPO山武町環境問題連絡協議会			
				・きれいな地下水を守る会			
教育部会			・成東町PTA連絡協議会	・山武町PTA連絡協議会	・蓮沼村PTA連絡協議会	・松尾町PTA連絡協議会	
			・成東町青少年育成町民会議	・山武町青少年育成町民会議			
			・成東町こども会育成連絡会	・山武町こども会育成連絡協議会	・蓮沼村こども会育成連絡協議会	・松尾町こども会育成連絡協議会	
			・成東町青少年相談員連絡協議会	・山武町青少年相談員連絡協議会	・蓮沼村青少年相談員連絡協議会	・松尾町青少年相談員連絡協議会	
			・成東町スポーツ少年クラブ連絡協議会				
			・成東町体育協会	・山武町体育協会	・蓮沼村体育協会	・松尾町体育協会	
			・成東町体育指導委員連絡協議会	・山武町体育指導委員連絡協議会	・蓮沼村体育指導委員連絡協議会	・松尾町体育指導委員連絡協議会	
			・成東町婦人会				
			・成東町芸術文化協会	・山武町芸術文化協会			
			・成東町郷土芸能保存団体連絡協議会	・山武町郷土芸能連絡協議会			

※ 4 町村内に設置され、主に住民が活動している公共的団体等を記載。

協議第20号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
4町村の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情に配慮し、次のとおり調整する。 1. 4町村で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 2. 4町村において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を尊重し、新市域全体の均衡を保つように調整する。 3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合、廃止の方向で調整する。	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
17 補助金、交付金等の取扱い	<u>4町村</u>の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情に配慮し、次のとおり調整する。 1. <u>4町村</u>で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 2. <u>4町村</u>において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を尊重し、新市域全体の均衡を保つように調整する。 3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合、廃止の方向で調整する。	<u>山武地域6市町村</u>の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情に配慮し、次のとおり調整する。 1. <u>山武地域6市町村</u>で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 2. <u>山武地域6市町村</u>において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合、廃止の方向で調整する。

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
------	-----------------

調整の方針	4 町村の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情に配慮し、次のとおり調整する。 1. 4 町村で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 2. 4 町村において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を尊重し、新市域全体の均衡を保つように調整する。 3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合、廃止の方向で調整する。
-------	--

現 況				現 況				現 況				調整内容
		成 東 町		山 武 町		蓮 沼 村		松 尾 町				
		補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)			
		議員調査研修費交付金	600			研修会負担金	400	議会研修費負担金	480	調整の方針に基づ き調整する		
		常任委員会活動費交付金	400					特別委員会研修費負担金	80			
		区長会活動費助成金	2,195					区長会研修補助金	300			
				宝くじ助成事業	2,500							
		東金高校定時制振興会補助金	50			横芝敬愛高等学校野球部後援会補助金	100					
						行政相談委員山武地区連絡協議会視察研修補助金	25	行政相談委員活動事業補助金	50			
				自衛隊協力会補助金	72			自衛隊協力会補助金	100			
								菊花天会事業補助金	50			
		職員厚生費補助金	1,242	職員厚生費補助金	1,300	職員親和会補助金	726					
		職員研修費交付金	100									
		交通安全協会成東支部補助金	665	交通安全協会山武支部補助金	500	交通安全協会蓮沼支部補助金	340	交通安全協会松尾支部補助金	300			
		成東地域交通安全活動推進委員協議会補助金	25	成東地域交通安全活動推進委員協議会補助金	25	成東地域交通安全活動推進委員協議会負担金	25	成東地域交通安全活動推進委員協議会負担金	50			
						チャイルドシート助成金	400	チャイルドシート購入費助成金	300			
		町防犯協会補助金	618	町防犯協会補助金	320	村防犯協会補助金	700	町防犯協会補助金	200			

現				況							
成 東 町				山 武 町		蓮 沼 村		松 尾 町		調整内容	
補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)		
防犯灯設置補助金	700										
千葉県暴力団追放 県民会議補助金	17	千葉県暴力団追放 県民会議補助金	15	暴力団追放県民会 議補助金	12	暴力団排除活動事 業補助金	13				
明るい選挙推進協 議会研修交付金	171										
						山武支部消防ポン プ操法大会出場分 団交付金	420	郡ポンプ操法大会 交付金	850		
								町ポンプ操法大会 交付金	583		
消防団運営費交付 金	1,900					分団運営補助金	520				
消防機器等購入補 助金	300										
消火栓設置補助金	1,300					分団施設整備補助 金	100				
隠板井戸設置補助 金	170							防火水槽維持交付 金	125		
ホース掛設置補助 金	500							ホース掛設置補助 金	0		
消防ポンプ維持費 補助金	2,180							消防ポンプ維持費 交付金	724		
消防機庫取壊補助 金	100										
火の見補修工事補 助金	228										
ホース掛撤去工事 補助金	195							火の見やぐら撤去 費補助金	0		
				定期路線バス運行 補助金	2,842	地方バス路線維持 費補助金	2,637				
				定期路線バス運行 補助金(廃止路線 代替)	400						
国際交流事業補助 金	900										
地区集会所建設費 補助金	500	コミュニティ施設 整備事業補助金	10,401								
		ふるさとまつり助 成事業補助金	1,000					ふるさとまつり実 行委員会補助金	2,500		
統計研究会補助金	100							統計研究会補助金	200		
JR成東駅快速停 車等促進協議会補 助金	95										
地域交流活動事業 補助金	300										
人権擁護委員及び 行政相談員活動費 補助金	195							松尾町人権擁護委 員活動事業補助金	64		
						地域振興連絡協議 会負担金	200	地域振興連絡協議 会負担金	240		
						空港周辺対策補助 金(保育園)	2,394				

現 況											
成 東 町				山 武 町				運 沼 村			
補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)
						航空機騒音対策費 交付金	3,884	航空機騒音障害防 止対策事業交付金	25,588		
木戸岡・浜共同利 用施設管理費補助 金	500					空港連絡バス運行 費負担金	7,940	空港連絡バス運行 費負担金	7,940		
納税組合連合会補 助金	235			納税貯蓄組合事務 費交付金(一般会 計)	1,772	納税貯蓄組合補助 金	60				
納税組合事務費交 付金	4,644			納税貯蓄組合事務 費交付金(国保会 計)	750						
		保護司会補助金	114	保護司会補助金	75			保護司会補助金	108		
				人権擁護委員協議 会補助金	45						
		遺族会補助金	338	遺族会補助金	422	遺族会補助金	350	遺族会補助金	120		
		傷痍軍人会補助金	29	傷痍軍人補助金	10	傷痍軍人補助金	10				
				郷友会補助金	115						
民生児童委員協議 会活動費補助金	2,047	民生委員協議会補 助金	255	民生委員協議会補 助金	255			民生、児童委員協 議会補助金	660		
社会福祉協議会補 助金	44,533	社会福祉協議会補 助金	27,917	社会福祉協議会補 助金	27,917	社会福祉協議会補 助金	18,455	社会福祉協議会補 助金	21,412		
身体障害者福祉会 補助金	86	身体障害者福祉会 補助金	58	身体障害者福祉会 補助金	58	身体障害者福祉会 補助金	70	身体障害者福祉会 補助金	150		
						身体障害者福祉作 業所補助金	756				
		手をつなぐ親の会 補助金	38	手をつなぐ親の会 補助金	50			手をつなぐ親の会 補助金	30		
								精神障害者短期入 所事業補助金	242		
		精神障害者地域生 活援助事業補助金	3,180					精神障害者グルー プホーム事業補助 金	255		
知的障害者生活 ホーム運営事業補 助金	876	知的障害者生活 ホーム運営事業助 成金	876								
シルバー人材セン ター運営費補助金	3,450							松尾町シルバー人 材センター補助金	3,000		
						老人クラブ補助金	1,150	単位老人クラブ補 助金	1,200		
								老人クラブ連合会 補助金	430		

現況											
成 東 町				山 武 町				蓮 沼 村			
補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)
		老人デイサービス センター建設事業 償還費補助金		3,550							
母子福祉推進員協 議会活動費補助金	616	母子福祉推進員協 議会補助金	120	母子福祉推進員活 動費補助金	120	母子福祉推進員協 議会補助金	250				
母子寡婦福祉会補 助金	95					母子寡婦福祉会補 助金	20				
						更生保護婦人会補 助金	40	更生保護婦人会補 助金	50		
		社会福祉施設整備 費補助金(民間保 育園分)		1,692							
		保育所運営費補助 金		47,572							
住宅改修支援事業 補助金	128	住宅改修支援事業 補助金	30	住宅改修支援事業 交付金	40						
青年館修理補助金	200	青年館補修工事補 助金	329								
		青年館運営費補助 金	65								
								介護予防、生活支 援事業交付金	60		
		在宅介護支援セン ター建設事業償還費補 助金	395								
		第12回山武地区 地域福祉促進大会 補助金	100								
三師会研修費補助 金	285										
食品衛生組合補助 金	76					食品衛生協会連沼 支部補助金	100	食品衛生協会補助 金	70		
植物防疫事業補助 金	8,342	植物防疫事業補助 金	6,300			植物防疫事業補助 金	2,309	植物防疫協会補助 金	4,300		
農業振興会補助金	1,400							農業研究会補助金	500		
災害資金利子補給 補助金	118	災害資金利子補給 補助金	268	災害資金利子補給 補助金	138	農業天災資金利子 補助金	203				
農業近代化資金利 子補給補助金	1,380	農業近代化資金利 子補給補助金	785	農業近代化資金利 子補給補助金	263	農業近代化資金利 子補助金	1,418				
農業経営基盤強化 資金利子補給事業 補助金	1,043	農業経営基盤強化 資金利子補給事業 補助金	1,016	農業経営基盤強化 資金利子補給事業 補助金	363	農業経営基盤強化 資金利子補助金	837				
環境にやさしい農 業推進対策事業補 助金	1,785							農業振興対策事業 補助金	500		
認定農業者農地集 積事業補助金	300	農地流動化等助成 事業補助金(貸・ 借)	640								
経営改善支援活動 補助金	500					農業経営改善促進 事業補助金	200				
廃プラスチック処 理対策推進事業補 助金	2,779	農業用廃プラス チック対策事業補 助金	7,098	廃プラスチック処 理対策推進事業補 助金	404	廃プラスチック対 策協議会補助金	1,885				

		現 況		成 東 町		山 武 町		蓮 沼 村		松 尾 町		調整内容
				補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	
				加工用米助成補助 金	6,900			転作達成報償金	4,800	水田農業経営確立 対策転作等補助金 (景観・新産地等 含む)	30,000	
				景観形成作物等推 進事業補助金	385	水田農業経営確立 特別対策事業補助 金(景観形成・新 産地)	193	景観形成作物等推 進事業補助金	165			
				稲作経営安定対策 事業補助金	2,925							
				新産地形成促進事 業補助金	330							
				米需給安定対策事 業補助金	3,800							
				農林水産業経営改 善促進事業補助金	3,000							
				農家生活改善推進 活動費補助金	285			農家生活改善推進 活動費補助金	80	農家生活改善研究 会補助金	200	
								結婚相談所活動費 補助金	400			
						産業まつり助成事 業補助金	1,200					
								水田農業経営確立 対策事業補助金 (地域推進対策)	300	農地流動化推進事 業補助金	2,000	
						認定農業者育成事 業補助金	5,000			水田農業推進協議 会補助金	250	
						青年会議運営費補 助金	400			農業後継者4日ク ラブ補助金	200	
								農業経営基盤強化 促進対策事業補助 金	400			
						千葉県野菜産地活 性化事業補助金	13,932					
						水田農業推進協議 会補助金	52					
						木原農村共同館維 持管理費補助金	13					
						沖渡集落センター 補助金	13					
								農業用排水路掘削 事業補助金	3,000			
								たばこ耕作組合黄 班そえ病対策補助 金	80			
										朝市組合補助金	200	
										花き生産組合補助 金	300	
										空港周辺地域農業 対策協議会負担金	27	
						林業後継者組織活 動事業補助金	40					

現況											
成 東 町				山 武 町				蓮 沼 村			
補助金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補助金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補助金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補助金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補助金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補助金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)
		緑の少年団育成事業補助金	250	緑の少年団育成事業補助金	200						
サンプスギ溝腐病 総合対策事業補助金	796	サンプスギ溝腐病 総合対策事業補助金	7,529					サンプスギ溝腐病 総合対策事業補助金	1,680		
		間伐等推進事業費 補助金	50								
森林機能強化対策 事業補助金	423	森林機能強化対策 事業補助金	1,190					森林機能強化対策 事業補助金	910		
		造林事業補助金	905								
		ちば・林業の里育 成事業補助金	1,005								
								緑化運動対策負担 金	161		
みどりみ排水機場 管理委員会負担金	2,000										
武府田湛水防除施 設管理委員会負担 金	500										
小松地区県営湛水 防除促進協議会負 担金	500										
								中台地区県営湛水 防除事業促進協議 会負担金	200		
								田越湛水防除施設 管理委員会負担金	1,000		
田越堰管理委員会 負担金	300							田越堰管理委員会 負担金	600		
				北総中央用水土地 改良区補助金	5,411						
両総南郷支線補助 金	30										
				土地改良施設維持 管理適正化事業補 助金	167						
								団体営押辺地区土 地改良事業補助金	3,340		
								廻岡土地改良区補 助金	1,950		
								畜産環境保全対策 委員会補助金	300		
								優良種牡牛種付料 補助金	600		
								乳牛アカバネ病予 防対策補助金	237		
								種豚予防注射補助 金	282		
				家畜防疫対策事業	625	家畜伝染病予防事 業補助金	133	オーエスギー病防 疫対策補助金	762		

		現 況		成 東 町		山 武 町		蓮 沼 村		松 尾 町		調整内容
				補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	
						(多種病に対する予防を総括して補助)		(多種病に対する予防を総括して補助)		資源循環型農業対策事業補助金	5,000	
						牛海綿状脳症(狂牛病)の風評等被害緊急対策資金利子補給金	33					
						自給飼料増産対策事業補助金	8419					
						千葉県畜産協会負担金	29					
				酪農組合補助金	190							
				基礎牛導入事業補助金	150							
				家畜改良繁殖事業補助金	196							
				片貝漁港整備及び維持改良事業補助金	360							
								淡水魚類種苗放流事業補助金	20			
				商工会補助金	4,000	商工会運営補助金	3,150	商工会運営補助金	4,000	商工会補助金	6,500	
						ライトフェスティンさんぽの森事業補助金	500	商工会広域連携地域振興対策事業補助金	624			
				中小企業融資資金利子補給補助金	23,189	中小企業振興融資資金利子補給補助	561	中小企業融資資金利子補給補助金	175	中小企業融資資金利子補給補助金	300	
										工業振興協議会補助金	700	
				観光協会補助金	1,300			観光協会補助金	500			
						郷土芸能保存事業補助金	300	遺沼サマーカーニバル実行委員会補助金	3,200	ふるさと夏まつり実行委員会補助金	1,500	
				駅からハイキング協賛金	500			ジャパンサーフカーニバル協賛金	500			
						住宅建設資金利子補給事業補助金	638			住宅建設資金利子補給事業補助金	3,114	
						きれいな地下水を守る会補助金	2,334					
						産業廃棄物不法投棄防止対策事業補助金	200					
						生活排水整備事業補助金	1					
				不法投棄係上事業補助金	0							
				側溝清掃車両係上事業補助金	100							
				公衆衛生消毒補助金	350							
				資源ごみ回収促進奨励金	2,000	資源ごみ回収奨励金	4,820	蓮沼村資源再生利用促進奨励金	180	資源回収運動奨励金	2,630	

現 況											
成 東 町				山 武 町				蓮 沼 村			
補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	補 助 金 交付金等名	H15予算 (単位:千円)	調整内容	
子ども会育成連絡 会活動費補助金	171	子ども会育成連絡 協議会補助金	491	子ども会活動費補 助金	410	子ども会連絡協議 会補助金(町単)	100				
青少年育成町民会 議補助金	450	青少年育成山武町 民会議補助金	50								
青少年相談員活動 費補助金	616	青少年相談員連絡 協議会補助金	739	青少年相談員連絡 協議会活動費補助	550	青少年相談員連絡 協議会補助金	540				
青少年団体活動促 進事業補助金	500	家庭教育学級補助 金	210								
		公民館類似施設管 理運営補助金	598								
		山武町体育協会補 助金	1,660	体育協会活動補助 金	500	体育協会補助金 (町単独)	1,200				
		体育協会被服補助 金	33								
		地区体育大会補助 金	2,500								
		スポーツ少年活動 推進事業補助金	400	スポーツ少年団交 流大会補助金	30	勤労青少年スポー ツクラブ育成補助 金	250				
				少年スポーツクラ ブ育成費補助金	100	スポーツ少年団補 助金	200				
				山武郡市民体育大 会補助金	1,268	郡市民体育大会参 加補助金	629				
				山武郡市駅伝大会 出場補助金	46						
		芸術文化協会補助 金	475	芸術・文化協会補 助金	300						
				文化クラブ育成補 助金	210	文化クラブ育成補 助金	100				
		文化財保存事業補 助金	200	町指定文化財保存 管理事業補助金	84	文化財清掃管理費 補助金	15				
		郷土芸能保存団体 補助金	285	郷土芸能保存事業 補助金	300	十二面神楽保存 会活動費補助金	70	郷土芸能保存会補 助金(町単独)(4 団体)	200		

協議第21号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	18 町名・字名の取扱い
1. 4町村の字の区域は原則として現行のとおりとする。 2. 字の名称については、次のとおりとする。 (1) 成東町については、現行のとおりとする。 (2) 山武町については、湯坂（ゆさか）を西湯坂（にしゆさか）とし、 その他は現行のとおりとする。 (3) 蓮沼村については、現行に蓮沼（はすぬま）を冠した名称とする。 (4) 松尾町については、現行に松尾町（まつおまち）を冠した名称とする。	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
18 町名・字名の取扱い	1. <u>4町村</u>の字の区域は原則として現行のとおりとする。 2. 字の名称については、次のとおりとする。 (1) <u>成東町</u>については、<u>現行のとおりとする。</u> (2) <u>山武町</u>については、<u>湯坂（ゆさか）を西湯坂（にしゆさか）とし、その他は現行のとおりとする。</u> (3) <u>蓮沼村</u>については、<u>現行に蓮沼（はすぬま）を冠した名称とする。</u> (4) <u>松尾町</u>については、<u>現行に松尾町（まつおまち）を冠した名称とする。</u>	1. <u>山武地域6市町村</u>の字の区域は原則として現行のとおりとする。 2. 字の名称については、次のとおりとする。 (1) <u>東金市</u>については、<u>現行のとおりとする。</u> (2) <u>九十九里町</u>については、<u>荒生、大沼、宿、薄島、関下、細屋敷には豊海（とようみ）を冠し、その他は現行のとおりとする。</u> (3) <u>成東町</u>については、<u>現行に成東町（なるとうちょう）を冠した名称とする。</u> (4) <u>山武町</u>については、<u>現行に山武町（さんぶちょう）を冠した名称とする。</u> (5) <u>蓮沼村</u>については、<u>現行に蓮沼（はすぬま）を冠した名称とする。</u> (6) <u>松尾町</u>については、<u>現行に松尾町（まつおまち）を冠した名称とする。</u>

【参考資料】

現 況											
成 東 町				山 武 町		蓮 沼 村		松 尾 町		同 一 字 名	
字 名	フリガナ	字 名	フリガナ	字 名	フリガナ	字 名	フリガナ	字 名	フリガナ		
板附	イタツキ	湯坂	ユサカ	麻生新田	アソウシンデン	イ	イ	祝田	イワイタ	成東町 板附	イタツキ
市場	イチバ	和田	ワダ	雨坪	アメツボ	ニ	ニ	大堤	オオツツミ	山武町 板附	イタツキ
井之内	イノウチ		(合計32)	板川	イタガワ	ハ	ハ	小川	オガワ	山武町 引越	ヒツコシ
親田	オヤダ			板附	イタツキ	平	ヒラ	折戸	オリト	松尾町 引越	ヒツコシ
上横地	カミヨコジ			板中新田	イタナカシンデン	ホ	ホ	借毛本郷	カシケホンゴウ	成東町 湯坂	ユサカ
川崎	カワサキ			植草	ウエクサ	ロ	ロ	蕪木	カブラキ	山武町 湯坂	ユサカ
木戸	キド			大木	オオギ		(合計6)	上大蔵	カミオオクラ		(合計3)
草深	クサブカ			沖渡	オキワタシ			金尾	カンノオ		
小泉	コイズミ			木原	キバラ			木刀	キガタナ		
五木田	ゴキタ			実門	サネカド			五反田	ゴタンダ	成東町・山武町	(2)
小松	コマツ			権崎	シイザキ			古和	コワ	山武町・松尾町	(1)
柴原	シバハラ			下布田	シモフダ			猿尾	サルオ		
島	シマ			戸田	トダ			下大蔵	シモオオクラ	同音字名	
嶋戸	シマド			中津田	ナカツタ			下野	シモノ	な し	
下横地	シモヨコジ			植谷	ハニヤ			下之郷	シモノゴウ		
白幡	シラハタ			引越	ヒツコシ			高富	タカトミ		
真行寺	シンギョウジ			日向台	ヒユウガダイ			武野里	タケノサト		
津辺	ツベ			美杉野一丁目	ミスギノイツチョウメ			田越	タクエ		
寺崎	テラザキ			美杉野二丁目	ミスギノニチョウメ			八田	ハッタ		
殿台	トノダイ			美杉野四丁目	ミスギノヨンチョウメ			引越	ヒツコシ		
富口	トミグチ			武勝	ムショウ			広根	ヒロネ		
富田	トミダ			森	モリ			富士見台	フジミダイ		
富田幸谷	トミダコウヤ			矢部	ヤベ			松尾	マツオ		
成東	ナルトウ			湯坂	ユサカ			水深	ミズフカ		
新泉	ニイノミ			横田	ヨコダ		(合計25)	本柏	モトガシワ		
野堀	ノボリ							本水深	モトミズフカ		
早船	ハヤフネ							谷津	ヤツ		
姫島	ヒメシマ							山室	ヤマムロ		
松ヶ谷	マツガヤ								(合計28)		
本須賀	モトスカ										

《新市における字名表示具体例について》

区 分	現 行	新 市	備 考
成東町	山武郡成東町 <u>殿台</u> 296 番地	太平洋市 <u>殿台</u> 296 番地	
	山武郡成東町 <u>湯坂</u> 〇〇番地	太平洋市 <u>湯坂</u> 〇〇番地	山武町と重複
	山武郡成東町 <u>板附</u> 〇〇番地	太平洋市 <u>板附</u> 〇〇番地 ※	山武町と重複
山武町	山武郡山武町 <u>埴谷</u> 1874 番地	太平洋市 <u>埴谷</u> 1874 番地	
	山武郡山武町 <u>湯坂</u> 〇〇番地	太平洋市 <u>西湯坂</u> 〇〇番地	成東町と重複
	山武郡山武町 <u>板附</u> 〇〇番地	太平洋市 <u>板附</u> 〇〇番地 ※	成東町と重複
	山武郡山武町 <u>引越</u> 〇〇番地	太平洋市 <u>引越</u> 〇〇番地	松尾町と重複
蓮沼村	山武郡蓮沼村 <u>ハ</u> の 4833 番地 1	太平洋市 <u>蓮沼ハ</u> の 4833 番地 1	
松尾町	山武郡松尾町 <u>松尾</u> 40 番地 2	太平洋市 <u>松尾町松尾</u> 40 番地 2	
	山武郡松尾町 <u>引越</u> 〇〇番地	太平洋市 <u>松尾町引越</u> 〇〇番地	山武町と重複

※成東町と山武町に重複する板附については、地番が重複していないため現行のとおりとした。

【関連法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

② 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

③ 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

（千葉県では、上記のうち「届出の受理」及び「告示」について市町村に権限移譲したため、市町村において処理することができる。）

協議第 2 2 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	1 9 慣行の取扱い
1. 市章、市の木、市の花及び市の鳥については、公募等により新市において新たに制定する。 2. 市民憲章及び市民歌については、新市において新たに制定する。 3. 宣言については、新市において従来のものを調整、必要性を検討の上で新たに制定する。 4. 名誉市民及び表彰については、新市において新たに制度を制定する。	

平成 1 7 年 2 月 1 4 日

山 武 中 央 合 併 協 議 会
会 長 大 高 和 郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
19 慣行の取扱い	右に同じ	1. 市章、市の木、市の花及び市の鳥については、公募等により新市において新たに制定する。 2. 市民憲章及び市民歌については、新市において新たに制定する。 3. 宣言については、新市において従来のものを調整、必要性を検討の上で新たに制定する。 4. 名誉市民及び表彰については、新市において新たに制度を制定する。

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目

19 慣行の取扱い

調整の方針

1. 市章、市の木、市の花及び市の鳥については、公募等により新市において新たに制定する。
2. 市民憲章及び市民歌については、新市において新たに制定する。
3. 宣言については、新市において従来のものを調整、必要性を検討の上で新たに制定する。
4. 名誉市民及び表彰については、新市において新たに制度を制定する。

項 目	現 況				調整内容
	成東町	山武町	蓮沼村	松尾町	
1 町村章	昭和35年5月20日制定 	昭和39年1月1日制定 	昭和43年6月1日制定 	昭和34年1月10日制定 	公募等により新市において、新たに制定する。
2 町村の木	【指定年月日】 不明 【指定した木】 夾竹桃	【指定年月日】 昭和45年9月1日 【指定した木】 スギ	【指定年月日】 平成元年9月27日 【指定した木】 まき	【指定年月日】 不明 【指定した木】 黒松	公募等により新市において新たに制定する。
3 町村の花	【指定年月日】 不明 【指定した花】 野菊	【指定年月日】 平成5年10月25日 【指定した花】 ヤマユリ	【指定年月日】 平成元年9月27日 【指定した花】 ひまわり	【指定年月日】 平成7年2月1日 【指定した花】 キキョウ	公募等により新市において新たに制定する。
4 町村の鳥	なし	なし	【指定年月日】 平成元年9月27日 【指定した鳥】 ちどり	なし	公募等により新市において新たに制定する。
5 町村民憲章	なし	【制定年月日】 昭和60年7月3日	【制定年月日】 平成元年9月27日制定	【制定年月日】 昭和60年4月12日	新市において新たに制定する。
6 町村民歌	なし	【制定年月日】 昭和60年11月3日	なし	なし	新市において新たに制定する。
7 宣言	7の1. 交通安全都市宣言 【制定年月日】 昭和37年	7の1. なし	7の1の1. 暴走族追放宣言の村 【制定年月日】 昭和56年 7の1の2. 飲酒運転追放宣言の村	7の1. 交通安全都市宣言 【制定年月日】 昭和43年	新市において、従来のものを調整し、必要性を検討の上で新たに制定する。
	7の2. 青色申告の都市宣言 【制定年月日】 昭58年	7の2. 青色申告の都市宣言 【制定年月日】 昭58年	7の2. 青色申告の村宣言 【制定年月日】 昭和50年	7の2. 青色申告の都市宣言 【制定年月日】 昭和53年	
	7の3. 非核平和都市宣言 【制定年月日】 昭63年	7の3. 非核平和都市宣言 【制定年月日】 昭63年	7の3. なし	7の3. 非核平和都市宣言 【制定年月日】 昭和63年	
	7の4. コメ輸入自由化反対都市宣言 【制定年月日】 平成3年	7の4. なし	7の4. なし	7の4. なし	
	7の5. なし	7の5. きれいな地下水を守る宣言のまち 【制定年月日】 昭和62年	7の5. なし	7の5. なし	
	7の6. なし	7の6. なし	7の6. なし	7の6. 人権モデル地区宣言 【制定年月日】 昭和57年	
8 名誉町村民	成東町名誉町民に関する条例	山武町名誉町民条例	なし	なし	新市において、新たに制度を制定する。 (現時点において、存命中の名誉町村民は、各町村に存在しない。)
9 表彰	9の1. 成東町表彰規則	9の1. 山武町功績者表彰規程	9の1. なし	9の1. 松尾町表彰規則	新市において、新たに制度を制定する。
	9の2. なし	9の2. なし	9の2. なし	9の2. なし	

協議第 23 号

防災・防犯・交通安全事業の取扱いについて

防災・防犯・交通安全事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-1 防災・防犯・交通安全事業の取扱い
1. 防災 (1) 地域防災計画については、合併時に防災会議を新たに設置し、新市において速やかに策定する。なお、災害発生時の応急対策等については、合併時まで調整する。 (2) 防災行政無線については、当面は現行のとおりとし、災害時の伝達等に支障がないよう新市においてシステムを整備する。 2. 防犯 防犯団体については、新市において調整する。 3. 交通安全 (1) 交通安全協会については、新市において調整する。 (2) 交通安全計画については、新市において新たに策定する。 (3) 交通安全対策協議会、交通安全指導員、幼児交通指導員及び児童・幼児交通安全については、新市において調整する。 (4) 駐輪場及び放置自転車関係事務については、新市に引き継ぐ。使用料等については、合併時まで調整する。	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-1 防災・防犯・交通安全事業の取扱い	1. 防災 (1) 地域防災計画については、合併時に防災会議を新たに設置し、新市において速やかに策定する。なお、災害発生時の応急対策等については、合併時までに調整する。 (2) 防災行政無線については、当面は現行のとおりとし、災害時の伝達等に支障がないよう新市においてシステムを整備する。 2. 防犯 <u>防犯団体については、新市において調整する。</u> 3. 交通安全 (1) <u>交通安全協会については、新市において調整する。</u> (2) 交通安全計画については、新市において新たに策定する。 (3) <u>交通安全対策協議会、交通安全指導員、幼児交通指導員及び児童・幼児交通安全については、新市において調整する。</u> (4) 駐輪場及び放置自転車関係事務については、新市に引き継ぐ。使用料等については、合併時までに調整する。	1. 防災 (1) 地域防災計画については、合併時に防災会議を新たに設置し、新市において速やかに策定する。なお、災害発生時の応急対策等については、合併時までに調整する。 (2) 防災行政無線については、当面は現行のとおりとし、災害時の伝達等に支障がないよう新市においてシステムを整備する。 2. 防犯 <u>(1) 各警察署管内の防犯団体の組織は、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。</u> 3. 交通安全 (1) <u>交通安全協会については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。</u> (2) 交通安全計画については、新市において新たに策定する。 (3) <u>交通安全対策協議会、交通安全指導員、幼児交通指導員及び児童・幼児交通安全については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。</u> (4) 駐輪場及び放置自転車関係事務については、新市に引き継ぐ。使用料等については、合併時までに調整する。

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-1 防災・防犯・交通安全事業の取扱い
------	-----------------------

調整の方針	1. 防災 (1) 地域防災計画については、合併時に防災会議を新たに設置し、新市において速やかに策定する。なお、災害発生時の応急対策等については、合併時まで調整する。 (2) 防災行政無線については、当面は現行のとおりとし、災害時の伝達等に支障がないよう新市においてシステムを整備する。 2. 防犯 防犯団体については、新市において調整する。 3. 交通安全 (1) 交通安全協会については、新市において調整する。 (2) 交通安全計画については、新市において新たに策定する。 (3) 交通安全対策協議会、交通安全指導員、幼児交通指導員及び児童・幼児交通安全については、新市において調整する。 (4) 駐輪場及び放置自転車関係事務については、新市に引き継ぐ。使用料等については、合併時まで調整する。
-------	---

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【防災】 防災会議			成東町防災会議	山武町防災会議	蓮沼村防災会議	松尾町防災会議	合併時に設置する。
会長			町長	町長	村長	町長	
委員			指定地方行政機関職員 県職員 県警察官 町職員 教育長 消防団長 指定公共機関又は指定 地方公共機関職員 町長が必要と認める者	指定地方行政機関職員 県職員 県警察官 町職員 教育長 消防団長 指定公共機関又は指定 地方公共機関職員	指定地方行政機関職員 県職員 県警察官 村職員 教育長 消防長 消防団長 指定公共機関又は指定 地方公共機関職員 村長が必要と認めて任 命する者	指定地方行政機関職員 県職員 県警察官 町職員 教育長 消防団長 指定公共機関又は指定 地方公共機関職員 町長が必要と認める者	
定数			22名	17名	17名	25名以内	

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
地域防災計画 構成			成東町地域防災計画 震災 大規模事故 風水災害対策計画 資料 平成15年度改正中	山武町地域防災計画 総則 震災 風水災害対策計画 資料 平成10年度末改正	蓮沼村地域防災計画 総則 震災対策計画 風水害対策計画 大規模事故対策計画 資料様式 平成13年12月改正	松尾町地域防災計画 総則 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 資料様式 平成15年度改正中	地域防災計画については、新市において新たに策定する。 なお、災害発生時の応急対策等については、合併時までには調整する。
避難場所 公共施設			1 1 箇所 (総合運動公園・小中学校等)	2 2 箇所 (公民館・小中学校等)	5 箇所 (スポーツプラザ・小中学校等)	3 6 箇所 (公民館・小中学校等)	
収容人数			約 21,000 人 (グラウンド等を含む)	約 9,000 人	約 5,000 人	約 5,800 人	
防災備蓄倉庫			3 箇所設置	5 箇所設置	2 箇所設置	4 箇所設置	
自主防災組織			1 5 団体 (平成15年3月末)	未設置	6 団体 (平成15年3月末)	未設置	
防災行政無線 同報無線(固定)			親局 庁舎内 1箇所 通信所 東消防署 子局 町内 69局	親局 庁舎内 1箇所 通信所 山武分遣署 子局 町内 25局	親局 庁舎内 1箇所 子局 村内 15局 遠隔制御器 子機1台	親局 庁舎内 1箇所 子局 町内各所 7局	防災行政無線については、当面は現行のとおりとし、災害時の伝達等に支障がないよう新市においてシステムを整備する。
戸別受信機			8,756 個 (町内各世帯)	6,187 個 (町内各世帯)	1,500 個 (公共施設、地域住民)	3,451 個 (公共施設、地域住民、店舗)	
移動無線			陸上移動局 21台	基地局 1局 車両型 16台 携帯型 5台	基地局 1局 遠隔制御器子機 3台 陸上移動局 13台	町公用車 5台 消防団員 19台	
その他						庁舎内固定無線 4台	
メーカー			東芝	松下	松下	松下	

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【防犯】 防犯団体			成東町防犯協会 会 長 1名 副会長 3名 会 計 1名 監 事 1名 会 員 12名 計 18名 (平成15年4月現在) 主な事業 総会並び役員会 駅防犯パトロール 防犯教室参加 (成東警察署管内防犯協会連合会主催) 自転車診断 (放置自転車撤去) 各種祭礼巡回パトロール 視察研修 広報活動	山武町防犯協会 顧 問 1名 会 長 1名 副会長 2名 会 計 1名 理 事 9名 監 事 2名 計 16名 (平成15年4月現在) 主な事業 季節毎の地域安全運動 総会並び役員会 防犯教室参加 (成東警察署管内防犯協会連合会主催) 視察研修 防犯思想の普及徹底 防犯施設の拡充強化	蓮沼村防犯協会 会 長 1名 副会長 2名 会 計 1名 監 事 2名 班 長 5名 会 員 10名 顧 問 2名 計 23名 (平成15年6月現在) 主な事業 総会並び役員会 歳末防犯特別警戒 防犯教室参加 (成東警察署管内防犯協会連合会主催) 夏季夜間警ら サマーカーニバル会場警ら 視察研修 広報活動 (毎月20日)	松尾町防犯協会 顧 問 1名 参 与 7名 会 長 1名 副会長 2名 会 計 1名 監 事 2名 会 員 21名 計 35名 (平成15年5月現在) 主な事業 総会並び役員会 駅防犯パトロール 防犯教室参加 (成東警察署管内防犯協会連合会主催) 自転車診断 (放置自転車撤去) 各種祭礼巡回パトロール 視察研修 広報活動	新市において調整する。
補助金 (平成15年度)			618,000円	320,000円 山武町防犯委員会 (諮問機関) 会 長 1名 副会長 2名 委 員 13名 計 16名 (平成15年4月現在) 報酬総額 93,000円 主な事業 防犯思想の普及徹底 少年の不良化防止 防犯施設の拡充強化	700,000円	200,000円	

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【交通安全】 交通安全協会			成東交通安全協会 成東支部	成東交通安全協会 山武支部	成東交通安全協会 蓮沼支部	成東交通安全協会 松尾支部	新市において調整す る。
支部役員			会長 1名 副会長 1名 支部長 1名 常任理事 4名 理事 19名 評議員 30名 指導員 7名 婦人部 21名 総員 84名 (平成15年4月現在)	支部長 1名 副支部長 1名 理事 4名 評議員 9名 婦人部班長 1名 婦人部 7名 指導員 7名 総員 30名 (平成15年6月現在)	支部長 1名 副支部長 1名 会計 1名 理事 2名 幹事 1名 婦人部 5名 指導員 5名 評議員 6名 副会長 1名 総員 23名 (平成15年4月現在)	支部長 1名 副支部長 1名 副会長 1名 理事 6名 交通指導員班長 1名 婦人部長 1名 交通指導員 8名 婦人部実行委員 1名 評議員 25名 総員 45名 (平成15年5月現在)	
補助金 (平成15年度)			665,000円	500,000円	340,000円	300,000円	
交通安全計画			第7次交通安全計画策定 (平成13年度～17年度)	第7次交通安全計画策定 (平成13年度～17年度)	第7次交通安全計画策定 (平成13年度～17年度)	第7次交通安全計画策定 (平成13年度～17年度)	新市において新たに 策定する。
交通安全対策協議会			成東警察署管内交通安 全対策連絡協議会 構成町村 成東町・山武町・松尾 町・蓮沼村・横芝町・ 芝山町 負担金/年 100,000円	成東警察署管内交通安 全対策連絡協議会 構成町村 成東町・山武町・松尾 町・蓮沼村・横芝町・ 芝山町 負担金/年 100,000円	成東警察署管内交通安 全対策連絡協議会 構成町村 成東町・山武町・松尾 町・蓮沼村・横芝町・ 芝山町 負担金/年 100,000円	成東警察署管内交通安 全対策連絡協議会 構成町村 成東町・山武町・松尾 町・蓮沼村・横芝町・ 芝山町 負担金/年 100,000円	新市において調整す る。
交通安全指導員			成東交通安全協会並 びに支部に属し、年間 を通じて、年4回の交通 安全運動期間中の広報 活動、街頭指導、啓発 物資の配布、町内にお ける各小学校において の交通教室を開催	成東交通安全協会並 びに支部に属し、年間 を通じて、年4回の交通 安全運動期間中の広報 活動、街頭指導、啓発 物資の配布、町内にお ける各小学校において の交通教室を開催	成東交通安全協会並 びに支部に属し、年間 を通じて、年4回の交通 安全運動期間中の広報 活動、街頭指導、啓発 物資の配布、村内にお ける各小学校において の交通教室を開催	成東交通安全協会並 びに支部に属し、年間 を通じて、年4回の交通 安全運動期間中の広報 活動、街頭指導、啓発 物資の配布、町内にお ける各小学校において の交通教室を開催	新市において調整す る。

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松・尾 町	
幼児交通指導員			成東警察署管内の6町村による「成東警察署管内幼児交通安全指導協議会」で、主任指導員（成東町）と指導員（管内町村から3年毎に当番町村が派遣）の2名で管内28箇所の保育所・幼稚園を定期的に回り、園児並びに保護者に対し、成長に合わせた交通安全教育を実施している。	成東警察署管内の6町村による「成東警察署管内幼児交通安全指導協議会」で、主任指導員（成東町）と指導員（管内町村から3年毎に当番町村が派遣）の2名で管内28箇所の保育所・幼稚園を定期的に回り、園児並びに保護者に対し、成長に合わせた交通安全教育を実施している。	成東警察署管内の6町村による「成東警察署管内幼児交通安全指導協議会」で、主任指導員（成東町）と指導員（管内町村から3年毎に当番町村が派遣）の2名で管内28箇所の保育所・幼稚園を定期的に回り、園児並びに保護者に対し、成長に合わせた交通安全教育を実施している。	成東警察署管内の6町村による「成東警察署管内幼児交通安全指導協議会」で、主任指導員（成東町）と指導員（管内町村から3年毎に当番町村が派遣）の2名で管内28箇所の保育所・幼稚園を定期的に回り、園児並びに保護者に対し、成長に合わせた交通安全教育を実施している。	新市において調整する。
駐輪場			町自転車駐輪場 600台収容 無料	駅前自転車駐輪場 759台収容 登録料1ヵ月につき 自転車 一般住民 260円 一般住民外 520円 高校生以下住民 160円 高校生以下住民外 320円 不定期利用者住民 50円 不定期利用者住民外100円 原動機付自転車 一般住民 370円 一般住民外 740円 高校生以下住民 210円 高校生以下住民外 420円 不定期利用者住民 50円 不定期利用者住民外100円	役場前駐輪場 50台収容 無料	駅前自転車駐輪場 330台収容 無料	新市に引き継ぐ。 使用料等については、合併時まで調整する。
管理業務			場内清掃 自転車の整理 駐輪場への自転車の移動	自転車の整理 駐輪場への自転車の移動	外灯電気料の支払い	場内清掃 照明等維持管理 放置自転車の調査	
委託先			東京警備保障（株）	山武町シルバー人材センター	該当なし	松尾町シルバー人材センター	
放置自転車			駐輪場に長期間放置されている自転車については、遺失物として処分及び使用不可能なものについては、廃棄処分を行う。	駐輪場に放置されている自転車等については、盗難照会を行い、遺失物として認定した場合はリサイクルするものを除き廃棄処分を行う。	長期間放置されている自転車については、警察に通報・捜査依頼し廃棄物と認められた自転車については、村で回収・処分する。	駐輪場に長期間放置されている自転車については、町または防犯協会（必要に応じ警察が立ち会う）が診断を行い、1ヵ月の猶予後、撤去している。リサイクル処分及び使用不可能なものについては廃棄処分を行う。	

【関連法令】

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）抜粋

（市町村地域防災計画）

第 4 2 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- （2）当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- （3）当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- （4）前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3～5 省略

交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）抜粋

（市町村交通安全計画等）

第 2 6 条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。

3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に
- （2）前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4～7 省略

協議第24号

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-2 行政連絡機構の取扱い
1. 行政連絡機構は、原則として現状の区域による。 2. 行政連絡機構の運営方法（区長会、配布物の範囲及び配布依頼の頻度等）については、合併時まで調整する。 3. 報酬及び運営経費等については、合併時に統一する。	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-2 行政連絡機構の取扱い	1. 行政連絡機構は、原則として現状の区域による。 2. 行政連絡機構の運営方法（区長会、配布物の範囲及び配布依頼の頻度等）については、合併時までに調整する。 3. 報酬及び運営経費等については、<u>合併時に統一する</u>。	1. 行政連絡機構は、原則として現状の区域による<u>ものとする</u>。 2. 行政連絡機構の運営方法（区長会、配布物の範囲及び配布依頼の頻度等）については、合併時までに調整する。 3. 報酬及び運営経費等については、<u>合併時までに統一する</u>。

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-2 行政連絡機構の取扱い
------	-----------------

調整の方針	1. 行政連絡機構は、原則として現状の区域による。 2. 行政連絡機構の運営方法(区長会、配布物の範囲及び配布依頼の頻度等)については、合併時まで調整する。 3. 報酬及び運営経費等については、合併時まで統一する。
-------	--

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
行政区の構成			地区数 5地区 行政区数 87区 (区76 自治会11) 最大の区 630世帯 最小の区 6世帯	地区数 ー 行政区数 104区 最大の区 536世帯 最小の区 7世帯	地区数 14地区 行政区数 26区 最大の区 154世帯 最小の区 19世帯	地区数 3地区 行政区数 44区 最大の区 258世帯 最小の区 8世帯	行政連絡機構は、原則として現状の区域によるものとする。
委 嘱			町長が委嘱 区長 76名 自治会長 11名 任期 1年 ※再任は妨げない	町長が委嘱 行政連絡員 104名 任期 1年 ※再任は妨げない	村長が委嘱 区長 26名 任期 1年 ※再任は妨げない	町長が委嘱 区長 44 名 任期 1年 ※再任は妨げない	
主な事務			1. 町行政に係る周知、伝達に関する事 2. 町行政に対し当該行政区又は自治会内の住民の要望及び意見の具申に関する事 3. 町が発行する文書等の配布に関する事 《回覧等依頼》 毎週木曜日 4. 公の機関からの募金に関する事 5. 公の機関からの依頼事項の調査、報告に関する事 6. その他町長が必要と認める事項	1. 町行政の周知及び伝達に関する事 2. 地区住民の建設的な意見の具申に関する事 3. 依頼事項の調査、報告に関する事 4. 各種文章の配布に関する事 《回覧等依頼》 毎月第2・第4木曜日 5. その他町長が特に必要と認めたこと	1. 村行政の周知、伝達に関する事 2. 地域住民の建設的意見の具申に関する事 3. 簡易な調査、報告に関する事 4. 各種文章の配布に関する事 《回覧等依頼》 毎月15日と末日 5. その他村長が特に必要と認めたもの	1. 町行政の周知伝達に関する事 《回覧等依頼》 毎月1日と15日 2. 依頼事項の調査及び報告に関する事 3. 各種文書の配布に関する事 4. 町主催行事の推進協力に関する事 5. その他町長が必要と認めたこと	行政連絡機構の運営方法(区長会、配布物の範囲及び配布依頼の頻度等)については、合併時までに調整する。

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
区長会連合会等			成東町区長会	—	蓮沼村区長会	松尾町区長会連合会	
主な事務			・総会、役員会、理事会の開催 ・県外視察研修（1回） ・行政の行う行事等への協力	—	・総会、役員会の開催 ・行政の行う行事等への協力	・区長会連合会会員相互の親睦と福利増進を行うための事業 ・研修に関する事業 ・その他必要なる事業	
開催月			総会 毎年4月 役員会 随時	行政連絡員会 4月	定例会 4月、7月 必要に応じて臨時会開催。 役員会 随時 県外視察研修 11月	定例会 4月 必要に応じて臨時会開催。 役員会 随時	
補助金			区長会活動助成金 平成15年度2,166千円	—	（県外視察へのバス借上料 200千円の助成）	平成15年度 300千円	
報 酬			区長 年額1,500円 （1世帯につき） 自治会長 年額1,500円 （1世帯につき）	行政連絡員年額1,200円 （1戸当たり） 基本額 10戸以下 7,500円 11戸から19戸まで 9,400円 20戸から39戸まで 13,400円 40戸から49戸まで 19,400円 50戸から99戸まで 27,400円 100戸から199戸まで 37,400円 200戸以上 49,400円 平成15年度予算 11,550千円	区長 年額25,000円 戸数加算額 600円 （1戸につき） 平成15年度予算 2,082千円	区長 年額27,000円 （均等割額） 世帯割額 1,200円 （1世帯につき） 平成15年度予算 5,028千円	報酬及び運営経費等については、合併時まで統一する。

協議第 2 5 号

人権擁護の取扱いについて

人権擁護の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	2 3 - 3 人権擁護の取扱い
人権擁護に関する各種施策については、これまでの取組の経過を踏まえ、新市において引き続き実施する。	

平成 1 7 年 2 月 1 4 日

山武中央合併協議会
会長 大 高 和 郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-3 人権擁護の取扱い	右に同じ	人権擁護に関する各種施策については、これまでの取組の経過を踏まえ、新市において引き続き実施する。

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-3 人権擁護の取扱い
------	---------------

調整の方針	人権擁護に関する各種施策については、これまでの取組の経過を踏まえ、新市において引続実施する。
-------	--

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【人権相談】	人権擁護委員（法務大臣の委嘱）による人権に関する相談（特設会場）						人権擁護に関する各種施策については、これまでの取り組みの経過を踏まえ、新市において引き続き実施する。
・ 定例相談			月1回：役場会議室	心配ごと相談とあわせて人権相談 毎週：町福祉センター	心配ごとと相談とあわせて人権相談 毎週：村中央会館	心配ごとと相談とあわせて人権相談 毎週：洗心館相談室	
・ 特設相談			年1回：役場会議室 （法務局と合同）	年1回：町福祉センター （法務局と合同）	年1回：役場相談室 （法務局と合同）	年1回：洗心館相談室 （法務局と合同）	
【人権啓発】	人権擁護に関する各種啓発事業						
・ 啓発強調事項	第55回（平成15年度）人権週間強調事項（法務省決定） ○女性の地位を高めよう ○子どもの人権を守ろう ○高齢者を大切に する心を育てよう ○障害のある人の完全参加と平等を実現しよう ○部落差別をなくそう ○アイヌの人々に対する理解を深めよう ○外国人の人権を尊重しよう ○HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう ○犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう ○インターネットを悪用した人権侵害は止めよう ○性的指向を理由とする差別をなくそう						
・ 主な事業			広報紙による啓発	広報紙による啓発	広報紙による啓発	広報紙による啓発	
			啓発物資の配布	啓発物資の配布	啓発物資の配布	啓発物資の配布	
			広報車による啓発				
			子ども人権活動	子ども人権活動	子ども人権活動	子ども人権活動	
			人権の花運動	人権の花運動	人権の花運動	人権の花運動	
【人権擁護委員】	市町村が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱する。（人権擁護委員法第6条）						
・ 所管法務局（支局）			八日市場支局	八日市場支局	八日市場支局	八日市場支局	
・ 人数			4 名	3 名	2 名	3 名	
・ 補助金・負担金等			人権擁護委員及び行政相談員活動費補助金 195千円	人権擁護委員協議会運営費補助金 45千円	人権擁護委員報償 42千円	人権擁護委員活動事業補助金 64千円	

協議第26号

男女共同参画の取扱いについて

男女共同参画の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-4 男女共同参画の取扱い
男女共同参画の取扱いについては、4町村の施策を再編し、新市において男女共同参画計画を策定する。	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-4 男女共同参画の取 扱い	男女共同参画の取扱いについては、 <u>4町村</u> の施策を再編し、新市において男女共同参画計画を策定する。	男女共同参画の取扱いについては、 <u>山武地域6市町村</u> の施策を再編し、新市において男女共同参画計画を策定する。

山武中央合併協議会の調整内容

協 定 項 目	23-4 男女共同参画の取扱い
---------	-----------------

調 整 の 方 針	男女共同参画の取扱いについては、4町村の施策を再編し、新市において男女共同参画計画を策定する。
-----------	---

現 況					
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町
		【基本計画策定状況】 ・名称 (仮称) 成東町男女共同参画基本計画 ・策定年度 平成14～15年度(策定中)	【基本計画策定状況】 なし	【基本計画策定状況】 なし	【基本計画策定状況】 ・名称 (仮称) 松尾町男女共同参画計画 ・策定年度 平成14～16年度(策定中)
		【事業の推進体制】 ・成東町男女共同参画推進会議 (町長及び課長職) ・成東町男女共同参画推進会議幹事会 (課長補佐、係長職) ・成東町男女共同参画推進懇話会 (団体代表・学識経験者・公聘)	【事業の推進体制】 現在未整備	【事業の推進体制】 現在未整備	【事業の推進体制】 ・松尾町男女共同参画推進本部 (町長及び課長職) ・松尾町男女共同参画計画WG (課長等が選出した職員) ・松尾町男女共同参画計画策定委員会 (団体代表、学識経験者、公聘)
		【関連条例規則要綱等】 ・成東町男女共同参画推進会議設置規程 ・成東町男女共同参画推進懇話会設置規程	【関連条例規則要綱等】 なし	【関連条例規則要綱等】 なし	【関連条例規則要綱等】 ・松尾町男女共同参画推進本部設置要綱 ・松尾町男女共同参画計画策定要綱 ・松尾町男女共同参画計画WG設置要綱 ・松尾町男女共同参画計画策定委員会設置要綱
		【事業の実施状況】 ・学童保育(働く女性の支援) ・職員対象の講演会開催 ・県主催の研修会参加 ・DV対策窓口設置(保健福祉課) ・県女性センター主催事業への参加	【事業の実施状況】 ・両親学級の実施 ・職員対象の研修会開催 ・県主催の研修会参加 ・DV対策窓口設置(福祉課) ・県女性センター主催事業への参加	【事業の実施状況】 ・学童保育(働く女性の支援) ・パパ・ママ学級の実施 ・県主催の研修会参加 ・DV対策窓口設置(保健福祉課) ・県女性センター主催事業への参加	【事業の実施状況】 ・講演会の開催 ・職員対象の研修会実施 ・県主催の研修会参加 ・DV対策窓口設置(保健福祉課) ・県女性センター主催事業への参加

協議第 2 7 号

姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて

姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	2 3 - 5 姉妹都市・国際交流事業の取扱い
姉妹都市・国際交流事業等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。	

平成 1 7 年 2 月 1 4 日

山 武 中 央 合 併 協 議 会
会 長 大 高 和 郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-5 姉妹都市・国際交 流事業の取扱い	右に同じ	姉妹都市・国際交流事業等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-5 姉妹都市・国際交流事業の取扱い
------	----------------------

調整の方針	姉妹都市・国際交流事業等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
-------	---

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【国内交流の状況】							
・ 姉妹都市					○群馬県吾妻郡東村 人口：2,500人 (H15.3.31現在) 【姉妹都市の締結】 平成2年7月2日 【経緯】 山と海という互いに異なる自然を有している子ども達の交流を進めるうちに姉妹都市提携の運びとなったもの 【活動状況】 ・ 小学校5～6年生による海の村・山の村交流会 ・ 東村温泉祭りに出店 ・ 「サマーカーニバル in 蓮沼」に観光PRに来村 【活動の主体】 村 【H15年度予算額】 1,321千円		現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【国際交流の状況】							
・その他の国際交流			○大韓民国安山市 半月初等学校 【経緯】 平成元年、韓国半月 国民学校来日（日韓 農村文化交流の一環 として仮面劇講演： 鳴浜小） 以後14年間継続 両国を交互に訪日、 訪韓。 平成3年 姉妹校締結 【活動状況】 国際交流：文化交流 レセプション、ホー ムステイ、体験学習 イベント参加：会員 募集、母国料理の紹 介、PR活動等 【活動の主体】 国際交流会「国際交 流inNARUTO」 （補助金：900千円） 【H15年度予算額】 900千円				

協議第28号

広報広聴関係事業の取扱いについて

広報広聴関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-6 広報広聴関係事業の取扱い
広報広聴関係事業については、次のとおりとする。 1. 新市において、毎月1回広報紙を発行する。なお、仕様及び配布方法等については、合併時までに調整する。 2. ホームページについては、可能な限り早期に開設する。 3. 新市において、早期に市勢要覧を作成する。 4. その他の広報については、合併時までに調整する。 5. 広聴関係事業については、現行の取組状況を踏まえ、新市において調整する。	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-6 広報広聴関係事業 の取扱い	広報広聴関係事業については、次のとおりとする。 1. 新市において、<u>毎月1回</u>広報紙を発行する。なお、仕様及び配布方法等については、合併時まで調整する。 2. ホームページについては、可能な限り早期に開設する。 3. 新市において、早期に市勢要覧を作成する。 4. その他の広報については、合併時まで調整する。 5. 広聴関係事業については、現行の取組状況を踏まえ、新市において調整する。	広報広聴関係事業については、次のとおりとする。 1. 新市において、<u>毎月2回</u>広報紙を発行する。なお、仕様及び配布方法等については、合併時まで調整する。 2. ホームページについては、可能な限り早期に開設する。 3. 新市において、早期に市勢要覧を作成する。 4. その他の広報については、合併時まで調整する。 5. 広聴関係事業については、現行の取組状況を踏まえ、新市において調整する。

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-6 広報広聴関係事業の取扱い
------	-------------------

調整の方針	広報広聴関係事業については、次のとおりとする。 1. 新市において、毎月1回広報紙を発行する。なお、仕様及び配布方法等については、合併時までに調整する。 2. ホームページについては、可能な限り早期に開設する。 3. 新市において、早期に市勢要覧を作成する。 4. その他の広報については、合併時までに調整する。 5. 広聴関係事業については、現行の取組状況を踏まえ、新市において調整する。
-------	--

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【広報関係事業】							
<広報紙の発行>							
・ 広報紙名			広報なるとう	広報さんぶ	広報はすぬま	広報まつお	新市において、毎月1回広報紙を発行する。なお、仕様及び配布方法等については合併時までに調整する。
・ 発行回数			毎月1日の1回発行	毎月15日の1回発行	毎月1日の1回発行	毎月1日の1回発行	
・ 仕様			A4版 平均24ページ	A4版 20～28ページ	A4版 16ページ	A4版 平均20ページ	
・ 作成部数			9,500部	6,600部	1,450部	3,800部	
・ 配布方法			新聞折込で配布(8300部)新聞未購読者で個別配布希望者(約300部、内郵送約180部)については町連絡員や郵送にて対応。その他町内公共施設、郵便局に設置。	行政連絡員を通じて配布。行政地区未加入世帯は、グループの代表や個人に郵送。	各地区区長を通じて配布。	自治会加入世帯は自治会を通じ、未加入世帯等については郵送により配布。	
・ その他			ホームページにPDF版及びHTML版掲載	ホームページにPDF版掲載	ホームページにPDF版掲載	ホームページにPDF版掲載	

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
<ホームページ>							可能な限り早期に開設する。
・開設日			平成12年1月1日	平成13年5月1日	平成12年3月1日	平成9年9月1日	
・内容			- 行政情報全般 - 町の観光情報 - 生活情報 - 休日当番医、JR等の時刻表 - 広報紙	- 町の概要 - 公共施設 - 観光、歴史 - 議会 - 暮らしの便利帳 - イベント情報 - 主要施策 - 山武町に関する情報を発信している住民企業リンク集など - 広報紙、議会だより	- 便利帳 - 各課の業務内容 - データ - 蓮沼村紹介、アクセス、村政要覧 - 観光 - 史跡・文化財、イベント・祭り、九十九里浜、海浜公園、はすぬまマップ - 味 - 名産、うまいもの - 行政 - 村長メッセージ、行政施策、お知らせ - 村の施設 - 総合運動広場、蓮沼村スポーツプラザ、蓮沼村工芸館	- 概要 - サークル情報 - 古墳、歴史 - 都市計画 - 広報まつお - 選挙情報 - 町長メッセージ - 歳時記 - 施設紹介 - お知らせ一覧 - ISO	新市において、早期に市勢要覧を作成する。
<市町村勢要覧>							
・発行間隔			不定期（3～5年ごと）	概ね5年ごと	不定期（3～5年ごと）	不定期（5年程度）	新市において、早期に市勢要覧を作成する。
・現要覧名			なるとう通信	さんぶ	はすぬま	BLUE SKY	
発行年月			平成10年3月	平成11年3月	平成12年3月	平成15年3月	
仕様			不定形 本編：カラー20頁 2色刷り16頁 資料編：単色刷り3頁	A4版 本編：カラー36頁 資料編：2色刷り8頁	A4版 本編：カラー28頁 資料編：2色刷り8頁	A4版 本編：カラー51頁 資料編：単色刷り8頁	
配布			行政資料として配布	全世帯及び行政資料として配布	全世帯及び行政資料として配布	全世帯及び行政資料として配布	
・作成中の要覧			平成16年3月発行予定 要覧名：成東シンフォニー 仕様： 本編（カラー20頁） 資料編（2色刷り12頁） 配布先： 各行政機関及び住民				

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
<その他の広報> ・防災行政無線			・定時放送 午前6時50分 午後6時50分 ・臨時放送 随時	・定時放送 午前6時15分 午後0時15分 午後7時15分 ・臨時放送 随時	・定時放送 午前 6時00分 午前11時30分 午後 6時00分 ・臨時放送 随時	・定時放送 午前6時10分 午後0時10分 午後7時30分 ・臨時放送 随時	合併時までに調整する。
・その他			・各世帯への配布、回覧による広報	・各世帯への配布、回覧による広報	・各世帯への配布、回覧による広報	・各世帯への配布、回覧による広報	
【広聴関係事業】							
・実施事業			【町長へのE-mail】 ホームページ上に設置 町政への意見・要望をメールで受け付ける 【町政モニターアンケート】 各戸を通じ、アンケート設問の取りまとめ、対象者250名を抽出（旧町村毎、男女25名）し郵送にて回収。内容分析後内容を庁内会議で検討する広報にて住民へ報告。	【メール受付】 ホームページにメールアドレスを公表。意見や要望等をあげてもらう。 【町の声】 役場玄関にポスト、用紙を設置。意見や要望等を受け取る。	【村長への手紙】 村の受付や公民館等に村長への手紙を置き、随時受付する。 【村へのメール】 ホームページにメールアドレスを公表。意見や要望等をあげてもらう。	【町へのメール】 企画課で受付し、関係課へ転送する。	現行の取組み状況を踏まえ、新市において調整する。

協議第 29 号

交通政策事業の取扱いについて

交通政策事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-7 交通政策事業の取扱い
1. JR対策については、現状の駐車場、駐輪場等の利便性向上の施策及び駅舎関係の施設改善対策を新市に引き継ぐ。 2. 生活路線バス維持対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3. 循環バスの運行路線、料金体系については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において一体性や周辺地域の交通手段の確保の観点から、循環バス等のあり方について検討する。 4. 芝山鉄道延伸対策事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-7 交通政策事業の取 扱い	右に同じ	1. JR対策については、現状の駐車場、駐輪場等の利便性向上の施策及び駅舎関係の施設改善対策を新市に引き継ぐ。 2. 生活路線バス維持対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3. 循環バスの運行路線、料金体系については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において一体性や周辺地域の交通手段の確保の観点から、循環バス等のあり方について検討する。 4. 芝山鉄道延伸対策事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

山武中央合併協議会の調整内容

協 定 項 目	23-7 交通政策事業の取扱い
---------	-----------------

調 整 の 方 針	1. JR対策については、現状の駐車場、駐輪場等の利便性向上の施策及び駅舎関係の施設改善対策を新市に引き継ぐ。 2. 生活路線バス維持対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3. 循環バスの運行路線、料金体系については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において一体性や周辺地域の交通手段の確保の観点から、循環バス等のあり方について検討する。 4. 芝山鉄道延伸対策事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
-----------	---

現		況				調整内容
		成東町	山武町	蓮沼村	松尾町	
		【JR対策】 ○千葉県JR線複線化等促進期成同盟 【目的】 県内JR線の複線化等鉄道整備並びに利便性の向上を促進し、産業経済の発展と県民生活の向上に資する。 【概要】 東日本旅客鉄道株式会社をはじめとする関係機関に対し、利便性、快適性を図るため次の要望活動を行う。 ・県内JR線の複線化、駅舎等の施設整備 ・電車の増発、増結、運行区間の延伸、接続の改善等 ・ダイヤ改正及び施設整備の促進	○千葉県JR線複線化等促進期成同盟 同 左	○千葉県JR線複線化等促進期成同盟 同 左	○千葉県JR線複線化等促進期成同盟 同 左	
		○JR東金線複線化促進協議会 【目的】 地域の活性化と住民福祉の向上を図るため、JR東金線の利便性向上と複線化の早期実現 【概要】 ・東金市・九十九里町・成東町及び大網白里町の4市町で東金線の利便性の向上のための要望活動 ・東金線利用促進啓発のため市町民号旅行の実施				

現				況		調整内容
東金市	九十九里町	成東町	山武町	蓮沼村	松尾町	
		○ＪＲ総武本線成東・佐倉間快速電車増発推進協議会 【目的】 総武本線成東・佐倉間における快速電車の増発を中心とした駅利用者の利便性の向上を図る。 【概要】 ・成東・佐倉間における快速電車増発に關しての要望活動及び具体的協議 ・成東・日向・八街・榎戸及び南酒々井各駅の利便性向上のための要望活動	○ＪＲ総武本線成東・佐倉間快速電車増発推進協議会 同 左			
		○ＪＲ成東駅快速停車等促進協議会 【目的】 ＪＲ総武本線の複線化及び快速電車の増発等成東駅の利便性向上を図る。 【概要】 東日本旅客鉄道株式会社、その他関係方面への要望活動 【要望】 ・総武本線成東駅始発着快速電車の増発 ・成東駅2・3番線ホーム上屋の設置 ・成東駅から佐倉駅間の複線化				
		○ＪＲ成東駅ホーム延伸事業 ＪＲの駅バリアフリー整備及び快速電車増発するための15車両対応するホーム延伸工事を行う。 1番線 千葉方面へ7.4m延伸 2番線 千葉方面へ15.0m延伸 17年10月完成予定 ○駅前駐車場管理運営 【概要】 通勤・通学者及び商店利用者等の利便に資するため、平成12年4月設置。 名称 成東町駅前駐車場 位置 成東町津辺236番地の10 台数 39台 料金 1時間につき1台 100円 但し、1日700円を限度とする。 *1日とは午前4時から翌日の午前4時まで	○ＪＲ日向駅ホーム延伸事業 快速電車増発のため、現ホーム(8両対応)の2面2線を15車両対応にするために、両側に延伸工事を行う。 1番線 13.5m延伸 2番線 13.8m延伸 17年10月完成予定		○鉄道施設整備事業 JR松尾駅における自由通路の設置、駅舎の改築（合築）、トイレの改修 平成15年度 基礎調査実施 平成16年度 測量・地質調査、詳細設計、施工協定の締結 平成17年度～ 工事着手	

現		況				調整内容
		成東町	山武町	蓮沼村	松尾町	
		【バス路線対策】 ○バス交通に関する生活交通維持・確保計画の策定 【事業概要】 千葉県バス対策地域協議会を設立し、各支庁単位に分科会を設置、下位組織としてワーキンググループを置き、バス事業者と生活交通維持費補助金に係る補助要件該当路線及びバス事業者の今後の存続意向（廃止・休止・存続）及び運行の具体策を協議する。 【事務手順】 1. 千葉県バス対策地域協議会（以下協議会）より分科会へ該当路線の通知 2. 支庁より各市町村へ通知 3. 第1回ワーキンググループ（以下WG）開催。バス事業者と関係市町村の意見交換 4. 第2回WG開催。バス事業者と関係市町村の意志（存続・廃止）確認 5. 分科会の開催。報告書の作成 6. 千葉県バス対策地域協議会に提出。受理及び決定	○バス交通に関する生活交通維持・確保計画の策定 同 左	○バス交通に関する生活交通維持・確保計画の策定 同 左	○バス交通に関する生活交通維持・確保計画の策定 同 左	
			○生活路線バス維持対策事業 定期路線バス八街線日向経由（成東駅～日向駅～役場前～宿公民館）を運行しているちばフラワーバス側に対し、地域住民の交通手段の確保対策として、その利便性の向上を図るため運行維持費として経費の一部助成を行った。平成14年度補助金額 2,842,000円 千葉交通網が運行していた定期路線バスはにわ台団地（芝山町）～富里二区～八街駅線の運行廃止計画により、八街市・芝山町・富里市・山武町の2市2町で維持費を助成することで運行を存続することとなる。 助成による運行開始 平成10年11月16日～ 平成14年度補助金額 361,488円 なお、この路線については成15年9月30日をもって運行を廃止する。	○地方バス路線運行維持費補助 ・不採算路線の代替バス運行契約に基づく補助金の交付 定期路線バス（横芝駅～蓮沼～横芝駅）を運行している千葉交通網に対し、地域住民の交通手段の確保対策として、その利便性の向上を図るため運行維持費として経費の助成を行う。 助成による運行開始 平成8年10月1日～ 平成14年度補助金額 2,633,693円		

現		況				調整内容
		成東町	山武町	蓮沼村	松尾町	
			○山武町巡回バス事業 町内の生活交通手段確保のため、巡回バス等の試験運行を平成14年10月1日より開始した。 【平成14年度運行内容】 ・運行ルート：役場を起終点に設定した東西南北4つのルートを2つ組み合わせて隔日運行。1コース週2日) ・運行日：火曜日～金曜日（ただし、年末年始・祝祭日は除く） ・運行便数：1日4便 ・料金：1回の乗降で100円（ただし、小学生未満及び障害者は無料） 平成15年7月1日から、運行内容を一部変更して運行する。 ・運行ルート：役場を起終点に設定した東西南北4つのルートを2つ組み合わせて隔日運行。1コース週3日) ・運行日：火曜日～日曜日（月曜日以外は祝祭日問わず運行） ・運行便数：1日6便 ・料金：1回の乗降で100円（ただし、小学生未満及び障害者は無料）	○空港シャトルバス事業 【事業目的】 芝山鉄道延伸連絡協議会（構成：芝山町・横芝町・松尾町・蓮沼村）及びその周辺の福祉向上と公共交通機関への利便性を高めることを目的とする。 【事業概要】 ・空港シャトルバスの運行業務 ・運行ルート（空港第2旅客ターミナル～横芝海のこどもの国まで往復、停留所18ヶ所） ・業務委託 千葉交通（株） ・運行開始 平成13年4月 【組織】 ・芝山鉄道延伸連絡協議会（芝山町・横芝町・松尾町・蓮沼村） 【事業の負担割合】 4町村均等	○空港シャトルバス事業 同 左	

協議第30号

空港関連事業の取扱いについて

空港関連事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-8 空港関連事業の取扱い
成田国際空港との共生については、その理念を新市に引き継ぎ、現行の環境対策・共生策の適切かつ確実な実施を新市においても確保する。	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-8 空港関連事業の取 扱い	<u>成田国際空港</u> との共生については、その理念を新市に引き継ぎ、 現行の環境対策・共生策の適切かつ確実な実施を新市においても 確保する。	<u>成田空港</u> との共生については、その理念を新市に引き継ぎ、現 行の環境対策・共生策の適切かつ確実な実施を新市においても確 保する。

山武中央合併協議会の調整内容

協 定 項 目	23-8 空港関連事業の取扱い
調 整 の 方 針	成田国際空港との共生については、その理念を新市に引き継ぎ、現行の環境対策・共生策の適切かつ確実な実施を新市においても確保する。

		現 況				調整内容
東 金 市	九十九里町	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
		○騒音測定 町内1箇所 ○航空機騒音測定システム事業 航空機騒音の実態を常時測定し、騒防法のコンター、環境基準の適合状況を把握する。 1. 航空機騒音測定システム固定局及び移動局の保守管理 2. 騒音測定 ○共同利用施設維持管理事業 航空機の騒音により、地域住民の生活が阻害されることがあるので、その障害の緩和に資するとともに、住民の生活の安定及び福祉の向上を図るため、空港公園からの補助により建設された共同利用施設（地区集会場）の維持に要した経費を補助金として交付。 （補助対象経費） 電気料、水道料、し尿処理手数料、燃料代、電話料、浄化槽管理手数料 （補助率） 経費全額		○騒音測定 村内1箇所 ○航空機騒音対策用空調工事補助金交付事業 新東京国際空港の出発・到着経路の直下に位置する蓮沼村の住宅の居住者が航空機騒音による障害を軽減するため、当該住宅に対して空調機器設置工事を行う場合、補助金を交付する。	○騒音測定 町内4箇所 ○航空機騒音測定システム事業 航空機騒音の実態を常時測定し、騒防法のコンター、環境基準の適合状況を把握する。 1. 航空機騒音測定システム固定局及び移動局の保守管理 2. 騒音測定 ○空調器機能回復工事補助事業 騒防法第8条の2の規定により指定された新東京国際空港の第1種区域の住宅の所有者が、住宅防音工事の際に設置した空調機器の機能回復工事を行った場合は補助金を交付し、地域住民の生活の安定を図る。 ○住宅改築併行防音工事補助事業 騒防法第8条の2の規定により騒音防止工事を実施した住宅の所有者等が、航空機の騒音により生ずる障害を防止するため、当該住宅の改築に併行して行う防音工事を実施するときは、その所有者等に対し補助金を交付し騒音の軽減を図る。 ○民家防音家屋等維持管理費補助事業 新東京国際空港公園の助成を受けて設置した民家防音家屋の冷暖房設備の維持管理費の軽減を図るため、維持管理費の一部を補助金として交付する。	新市に引継ぐ

現 況						調整内容
東 金 市	九十九里町	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
				○蓮沼村航空機騒音対策費交付金 村の区域内の区が、航空機の騒音により生ずる障害に対応する事業を実施するために要する経費 (村内14地区に交付金を交付する) ○航空機事故被害見舞金 新東京国際空港を離着陸する航空機の墜落事故又は航空機からの落下物事故により災害を受けたものに対し、航空機事故被害見舞金を支給する。	○航空機騒音障害防止対策事業交付金 航空機の騒音により住民の生活に著しく障害を及ぼしていると認められる地域で、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、併せて生活環境を整備する事業。 (町内42地区に交付金を交付する) ○航空機事故被害見舞金 新東京国際空港を離着陸する航空機の墜落事故又は航空機からの落下物事故により災害を受けたものに対し、航空機事故被害見舞金を支給する。 ○テレビ難視聴対策 騒音対策の一環として、放送受信料の減免を行い、騒音下住民の生活環境の一助とする。 NHK放送受信料の1/2、 1/4減免相当額の5%を負担する。	新市に引継ぐ

協議第 3 1 号

公の施設の取扱いについて

公の施設の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	2 3 - 9 公の施設の取扱い
1. 4 町村が所有する公の施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 施設の名称については、調整が必要なものは合併時までに調整する。	

平成 1 7 年 2 月 1 4 日

山 武 中 央 合 併 協 議 会
会 長 大 高 和 郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-9 公の施設の取扱い	1. <u>4町村</u>が所有する公の施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 施設の名称については、調整が必要なものは合併時までに調整する。	1. <u>山武地域6市町村</u>が所有する公の施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 施設の名称については、調整が必要なものは合併時までに調整する。

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-9 公の施設の取扱い
調整の方針	1. 4町村が所有する公の施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 施設の名称については、調整が必要なものは合併時までに調整する。

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【集会施設】			原横地青年館 上里青年館 寺崎青年館 富田幸谷青年館 津辺青年館 真行寺青年館 東町青年館 下町青年館 木戸岡共同利用施設 木戸浜共同利用施設 南郷連絡所 緑海連絡所 鳴浜連絡所 和田農村広場 五木田農村広場 白幡住宅集会場	椎崎東部青年館 本原京増青年館 雨坪青年館 大木青年館 寺ヶ台青年館 木原農村協同館 沖渡集落センター	殿台区民館 川下区民館 中根区民館 南八区区民館 南九区区民館 川面区民館 殿下区民館 南浜区民館 西岡区民館 中下区民館 西浜区民館 十二区区民館 平区民館 上谷区民館	第四青年館 生子宿青年館 本柏共同利用施設 琴平共同利用施設 山室共同利用施設 猿尾共同利用施設 八重田・生子宿共同利用施設 蕨木共同利用施設 古和共同利用施設 寿町共同利用施設 八田共同利用施設 高富共同利用施設 木刀共同利用施設 末広共同利用施設 祝田共同利用施設 借毛本郷共同利用施設 金尾共同利用施設 広根共同利用施設 高富西共同利用施設 五反田共同利用施設 下大蔵コミュニティ施設 上大蔵コミュニティ施設 中里コミュニティ施設 小川コミュニティ施設 下之郷コミュニティ施設 本水深コミュニティ施設 引越コミュニティ施設 野中コミュニティ施設 押辺コミュニティ施設 田越コミュニティ施設 大堤コミュニティ施設 谷津コミュニティ施設 折戸コミュニティ施設 桔梗台住宅集会場	1. 4町村が所有する公の施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 施設の名称については、調整が必要なものは合併時までに調整する。

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【学校等】 ○小学校 ○中学校 ○幼稚園 ○給食センター			成東小学校 大富小学校 南郷小学校 鳴浜小学校 成東中学校 東中学校 成東幼稚園 南郷幼稚園 鳴浜幼稚園 緑海幼稚園 学校給食センター	睦岡小学校 日向小学校 山武北小学校 山武西小学校 山武中学校 山武南中学校 睦岡幼稚園 山武北幼稚園 日向幼稚園 学校給食センター	蓮沼小学校 蓮沼中学校 蓮沼幼稚園 学校給食センター	豊岡小学校 松尾小学校 大平小学校 松尾中学校 学校給食センター	
【社会教育施設】 ○公民館・文化センター等 ○図書館 ○体育施設等 ○資料館等			成東町文化会館のぞくプラザ 成東町中央公民館 成東町図書館 (成東町総合運動公園) 成東町歴史民俗資料館	さんぶの森文化ホール 山武町町民会館 さんぶの森図書館 山武町中央体育館 山武町武道館 山武町弓道場 山武町町民野球場 山武町スポーツ広場 山武町テニスコート (旧) 出光野球場 (旧) 出光テニスコート 山武町グレートボール場 (仮) 町民テニスコート	蓮沼村中央会館 蓮沼村スポーツプラザ 蓮沼村総合運動場広場	松尾町洗心館 松尾町運動公園	
【産業施設】 ○農林施設等 ○観光施設等			成東駅前観光案内所	山武町農産物食品加工センター 山武町特産物直売所	はすめま味工房	松尾町農村環境改善センター	
【公園施設】 ○都市公園			成東城址公園 こまつ公園 伊藤左千夫記念公園 下町きせつの公園 成東町総合運動公園				

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
○その他公園等			成東駅前緑地広場 愛宕台ゲートボール場 松ヶ谷上谷後公園 姫島公民館児童公園 ヘルシー姫島児童公園 姫島谷田児童公園 姫島鉄砲田児童公園 宮前児童公園 島二区児童遊園地 湯坂ニュータウン児童公園 湯坂ニュータウン第二 児童公園 湯坂ニュータウン第三 児童公園 富田児童公園 寺川児童公園 白幡下御用地児童公園 白幡納屋児童公園 北中谷児童公園 井之内南浜児童公園 早船児童遊園地 上里児童遊園地 上町児童遊園地 白幡児童遊園地 愛宕台児童遊園地	さんぶの森公園 大木児童遊園		松尾町駅前公園	
【住宅施設】 ○公営住宅			白幡住宅（91戸） 和田住宅（14戸） 上町住宅（24戸）			桔梗台住宅 3棟:28戸 （県営住宅16年3月払下 予定）	
【駐車場施設】 ○駐車場			成東町駅前駐車場		役場前公共用駐車場	松尾町駅前駐車場	
○駐輪場			成東町自転車駐輪場	山武町自転車駐車場		松尾町駅前駐輪場	
【環境施設等】 ○公衆トイレ			成東駅前公衆トイレ 本須賀海岸公衆トイレ				

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【福祉施設】 ○福祉センター等			ふれあいデイサービスセンター 成東町老人福祉センター 成東町保健福祉センター	山武町福祉センター (仮称) 山武町保健福祉施設 (H17.3供用開始予定)			
○保育所 (園)			成東保育所 南郷保育所 鳴浜保育所 緑海保育所			豊岡保育所 松尾保育所 大平保育所	
○その他施設			心身障害者福祉作業所 成東町簡易マザーズホーム	山武町福祉作業所		松尾町福祉作業所 大平学童保育施設 (H16.3 完成予定)	
【保健医療施設】 ○保健センター等			(成東町保健福祉センター)	山武町保健センター	蓮沼村保健センター	I T保健福祉センター (H16.10 完成予定)	
○医療施設				山武町国民健康保険直 営診療所			
【消防施設】			コミュニティ消防セン ター施設 (17施設)		消防機庫 (10施設)		
【上水道・下水道施設】				上水道施設		武野里農業集落排水施設 借毛本郷地区農業集落排 水施設	

※ 4 町村が設置した主な公の施設

※ () は再掲

協議第32号

納税関係の取扱いについて

納税関係の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-10 納税関係の取扱い
	1. 納税貯蓄組合等の組織については、新市に移行する。 2. 納税貯蓄組合交付金等については、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。 3. 納期前納付報奨金については、合併時に統一する。

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-10 納税関係の取扱い	1. 納税貯蓄組合等の組織については、新市に移行する。 2. 納税貯蓄組合交付金等については、<u>合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。</u> 3. 納期前納付報奨金については、<u>合併時に統一する。</u>	1. 納税貯蓄組合等の組織については、新市に移行する。 2. 納税貯蓄組合交付金等については、<u>東金市の例を基本に調整する。ただし、合併年度については現行のとおりとする。</u> 3. 納期前納付報奨金については、<u>合併時まで調整する。</u>

山武中央合併協議会の調整内容

協 定 項 目	23-10 納税関係の取扱い
調 整 の 方 針	1. 納税貯蓄組合等の組織については、新市に移行する。 2. 納税貯蓄組合交付金等については、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。 3. 納期前納付報奨金については、合併時に統一する。

現		況		調整内容	
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
	【納税貯蓄組合等】 納税貯蓄組合法に規定する組織 ・組織の有無 有 ・単位組合 114 組合 ・組合の状況 - 組合内事業所（組合員）への納税済通知書及び期限内納付の啓蒙 ・取扱税目 個人町県民税 固定資産税 軽自動車税 納税貯蓄組合法に規定しない組織 ・組織の有無 有 ・組合の形態 区、婦人会等 ・組合の所在 それぞれの組合に所在 ・組合の状況 組合員へ納付通知書のみ配布 ・報奨金 有	納税貯蓄組合法に規定する組織 ・組織の有無 有 ・単位組合 23 組合 ・組合の状況 - 組合内事業所（組合員）への納税済通知書及び期限内納付の啓蒙 ・取扱税目 個人町県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税	納税貯蓄組合法に規定する組織 ・組織の有無 有 ・単位組合 59 組合 ・組合の状況 - 組合内事業所（組合員）への納税済通知書及び期限内納付の啓蒙 ・取扱税目 個人町県民税 固定資産税 軽自動車税 納税貯蓄組合法に規定しない組織 ・組織の有無 有 ・組合の形態 区、婦人会等 ・組合の所在 それぞれの組合に所在 ・組合の状況 組合員へ納付通知書のみ配布 ・報奨金 有	納税貯蓄組合法に規定する組織 ・組織の有無 有 ・単位組合 65 組合 ・組合の状況 - 組合内事業所（組合員）への納税済通知書及び期限内納付の啓蒙 ・取扱税目 個人町県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税	納税貯蓄組合等の組織については、新市に移行する。
	【納税貯蓄組合交付金等】 事務費交付金 各納税組合が活動に要した事務費のみを交付する。 基本交付額 1 組合につき 18,000 円（人数制限なし） 納付件数割交付額 納期限内に納付した 1 件につき 150 円（人数制限なし）	事務費交付金 各納税組合が活動した事務費のみを交付する。 基本交付額 1 組合につき 18,000 円以内（組合員 10 人以上） 納付件数割交付額 納期限内に納付した 1 件につき 250 円以内（組合員 10 人以上） 全納の場合は 4 件としてカウントしている。	奨励金 ・設立奨励金 組合員 1 人につき 200 円 ・拡充奨励金 組合員 1 人につき 200 円 ・普通奨励金 納期内に納付した額の 4 % 以内（納期ごとに最高 40,000 円まで） 運用上は、普通奨励金のみを納期内に納付した額の 2 % 交付している。 ・納税組長報酬 基本報酬額 17,000 円 個別加算額 400 円	報奨金 ・組合割 5 世帯未満 3,000 円 5 世帯以上 10 世帯未満 7,000 円 10 世帯以上 13,000 円 ・件数割 納付書 1 通につき 250 円（1 税目に 2 通以上の納付書が発せられた場合は、1 件とみなす。）	納税貯蓄組合交付金等については、4 町村に差異があるため、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。

現		況				調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
		【納期前納付報奨金】 ・対象税目 町県民税 固定資産税 ・交付率 0.3 % ・限度額 1,900 円 ・端数処理 100 円未満切捨て	・対象税目 町県民税 固定資産税 ・交付率 0.5 % ・限度額 20,000 円 ・端数処理 100 円未満切捨て	・対象税目 村県民税 固定資産税 ・交付率 1 % ・限度額 12,000 円 ・端数処理 100 円未満切捨て	・対象税目 町県民税 固定資産税 ・交付率 1 % ・限度額 13,000 円 ・端数処理 100 円未満切捨て	納期前納付報奨金については、 4 町村に差異があるため、合併時 に統一する。

協議第 3 3 号

新市建設計画について

新市建設計画について、次のとおり提案する。

協定項目	2 4 新市建設計画
新市建設計画の策定方針は、別紙のとおりとする。	

平成 1 7 年 2 月 1 4 日

山 武 中 央 合 併 協 議 会
会 長 大 高 和 郎

新市建設計画の策定方針(案)

1 計画策定の趣旨

新市建設計画は、4町村の合併後の新市のソフト、ハード両面を含めた、まちづくり全般のマスタープランとなるものであり、新市建設計画の実現を図ることにより、4町村の速やかな一体性の確保を促し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものとする。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、合併後の新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとする。

2 計画の内容

新市建設計画は、新市を建設していくための基本方針、また、基本方針を実現するための根幹となるべき主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。

3 計画の期間

新市建設計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後おおむね10年間について定めるものとする。

4 計画策定における留意点

- (1) 新市建設計画の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとする。
- (2) 新市建設計画は、4町村の総合計画及び県の計画等をふまえて策定するものとする。
- (3) 公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとする。
- (4) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。

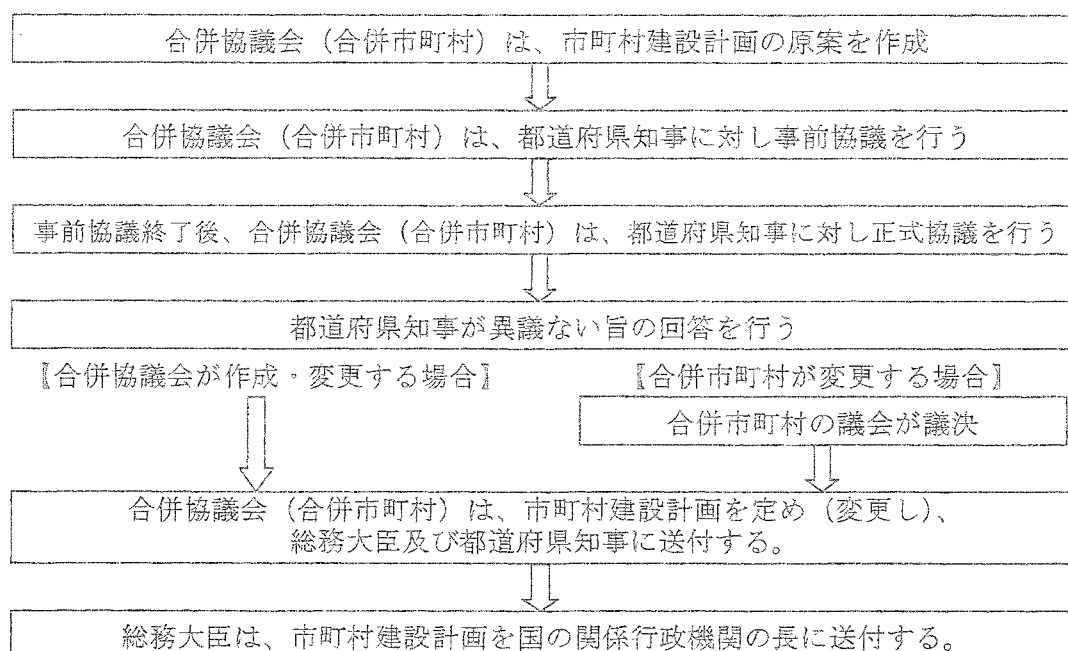
協定項目	2 4 新市建設計画
調整の方針	新市建設計画の策定方針は、別紙のとおりとする。

【参考資料】

市町村建設計画に関する合併特例法の規定

1. 計画の作成主体（合併特例法第3条第1項）
 - ・市町村建設計画は、合併協議会が作成する。
2. 計画の内容（合併特例法第5条第1項）
 - ・市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について作成する。
 - (1) 合併市町村の建設の基本方針
 - (2) 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
 - (3) 公共的施設の統合整備に関する事項
 - (4) 合併市町村の財政計画
3. 計画作成上の留意事項等（合併特例法第5条第2項）
 - ・合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。
 - ・合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮する。
4. 計画作成の手続き（合併特例法第5条第3項、第4項）

《市町村建設計画 作成（変更）の手続き概要》



(合併協議会の設置)

第3条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

(市町村建設計画の作成及び変更)

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

1. 合併市町村の建設の基本方針
 2. 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
 3. 公共的施設の統合整備に関する事項
 4. 合併市町村の財政計画
- 2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があつた場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。
- 6 第4条第18項又は前条第27項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から6月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第4条第1項又は前条第1項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。
- 8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合、第5条の6第1項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会（地方自治法第202条の5第1項に規定する地域協議会をいう。）又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
- 10 第4項及び第5項の規定は、第7項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。